

# 法科大学院 （総合法制専攻） 自己評価報告書

I	法科大学院（総合法制専攻）の教育目的と特徴	・・・	1
II	分析項目ごとの水準の判断		
	分析項目 I 教育の実施体制	・・・	4
	分析項目 II 入学者選抜の状況	・・・	10
	分析項目 III 教育内容	・・・	13
	分析項目 IV 教育方法	・・・	22
	分析項目 V 学業の成果	・・・	29
	分析項目 VI 進路・就職の状況	・・・	38
III	改善への取組状況	・・・	40

令和4年12月

## I 法科大学院（総合法制専攻）の教育目的と特徴

### 1. 教育目的

本法科大学院の基本的な教育目的は法学理論と法実務の両面に関する「優れた法曹」を養成することである。本法科大学院の考える「優れた法曹」とは、裁判官・検察官・弁護士に共通して求められる、以下の①から⑥を備えた者である（東北大学法科大学院規程第1条の2参照）。

- ①現行法体系全体の構造に関する正確な理解
- ②冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見する能力
- ③広い視野から多様な視点を設定して具体的な問題について考察する能力
- ④緻密で的確な論理展開をする能力
- ⑤他者とのコミュニケーションに関する高度の能力
- ⑥高度職業専門人としての誇りとそれに伴う責務の自覚

上記の基本的な目的を実現するために、本法科大学院は、以下の具体的な目標を立てている。

#### (1) 教育実施体制面

法学理論と法実務との架橋を実現するための経験豊富な実務家教員の適正な配置と男女共同参画社会の実現に向けた女性教員比率の向上。

#### (2) 教育内容・方法面

2ないし3年間の教育課程において「優れた法曹」を養成することを可能にする適切なカリキュラムの編成と少人数・対話型双方向授業の積極的導入。

#### (3) 成果面

「厳格で公正な成績評価」に基づく進級制の採用を通じた、関係者の期待に応えうる「優れた法曹」の輩出。

平成 26(2014)年度からは、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定めて公表することで、上記の教育目的及び具体的目標の内外への発信を図っている。令和 3(2021)年度公表分から、アドミッション・ポリシーを改訂し、その年度から実施する新たな入試制度の概要を書き込む形で詳細化した。また同年度公表分から、カリキュラム・ポリシーの項目⑤を追加した。現行のものは、以下の通りである（アドミッション・ポリシーは、「2023（令和 5）年度東北大学法科大学院学生募集要項」2 頁に記載。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは「令和 4 年度（2022 年度）学生便覧」47 頁に記載）。

#### 〔ディプロマ・ポリシー〕

東北大学大学院法学研究科専門職学位課程総合法制専攻（法科大学院）では、次に掲げる目標を達成した学生に法務博士の学位を授与する。

- ①法曹として活躍するために必要な法理論に関する高度の専門的な知識と法実務に関する基礎的能力を修得している。
- ②法曹に要求される現行法体系全体の構造に関する正確な理解を基礎にした緻密で的確な論理展開能力と他人とのコミュニケーション能力を修得している。
- ③法曹という社会的に重要な職業に就くために必要な幅広い教養と豊かな人間性を備え、それらに裏打ちされた高い職業倫理を身に付けている。
- ④社会に生起する様々な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察するための教養と専門性を深めるよう常に研鑽に努めることができる。

([https://www.tohoku.ac.jp/japanese/disclosure/disclosure/09/education0901/policy02\\_2022.pdf](https://www.tohoku.ac.jp/japanese/disclosure/disclosure/09/education0901/policy02_2022.pdf) 22-23 頁に記載)

#### 〔カリキュラム・ポリシー〕

東北大学大学院法学研究科専門職学位課程総合法制専攻（法科大学院）では、ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

- ①法理論に関する高度の専門的な意識と法実務に関する基礎的能力の修得を可能にするために、基本的な法分野に関する授業科目を体系的・段階的に提供すると同時に、実務家教員による実務に関する授業科目を豊富に提供する。

- ②緻密で的確な論理展開能力と他人とのコミュニケーション能力の修得を可能にするために、少人数教育制を採用し、教員・学生の対話を中心とした授業方法を採用する。
- ③法曹に必要な高い職業倫理を身につけることを可能にするため、実務家教員による法曹倫理に関わる授業科目を提供すると同時に、少人数教育制の下での教員と学生の対話を中心とした授業における討論を通じて、法曹としての心構えや責務についての自覚を深めることを可能にする。
- ④広い視野から多様な視点を設定して考察するための教養と専門性を深めることを可能にするため、先端的・学際的・現代的・国際的な法分野に関する授業科目を十分に提供する。
- ⑤成績は、原則として、筆記試験を中心とする定期試験及び平常点に基づき、事案分析解決能力、基礎的・専門的法知識の確実な理解、体系的な法的思考能力、法的立論能力、論理的表現能力、創造的・批判的思考能力を総合して厳格に評価し、単位認定する。  
 ([https://www.tohoku.ac.jp/japanese/disclosure/disclosure/09/education0901/policy04\\_2022.pdf](https://www.tohoku.ac.jp/japanese/disclosure/disclosure/09/education0901/policy04_2022.pdf) 41 頁に記載)

### 〔アドミッション・ポリシー〕

東北大学大学院法学研究科専門職学位課程総合法制専攻（法科大学院）は、法理論に関する高度の専門的知識並びにそれを支える高い職業倫理、幅広い教養及び豊かな人間性と協調性を有し、社会の多様化と複雑化に伴って日々新たに生じる法的な諸問題を能動的に解決することができる高度の法曹（裁判官・検察官・弁護士）の育成を目指します。

具体的には、正義と公正に関する基本的な考え方と論理的かつ柔軟な思考力を持ち、様々な視座から社会や人間関係を洞察し、それらにまつわる諸問題に積極的に取り組もうとする強い意欲を有し、法学に関する学識を有する人、又は法学以外の学問分野に関する学識及び法的思考に対する適正を有する人を求めます。

このため、学生の受け入れにあたっては、法学既修者一般選抜、法曹基礎課程特別選抜、法学未修者選抜の枠を設けて入学試験を実施し、これらの教育理念・目標に沿った学修をするために必要な高い能力と資質を備えているか否かを重視して選抜を行います。

法学既修者一般選抜試験では、法曹としての資質を評価する書類審査を第 1 次選考、法学に関する基礎的な知識と応用力等を評価する筆記試験を第 2 次選考とした 2 段階選抜を行います。

法曹基礎課程特別選抜試験には 5 年一貫型と開放型があります。5 年一貫型では、法曹としての資質と連携法曹基礎課程における法学に関する学修成果を評価する書類審査による選抜を行います。開放型では、同様の書類審査を第 1 次選考とし、法学に関する基礎的な知識と応用力等を評価する筆記試験を第 2 次選考とした 2 段階選抜を行います。

法学未修者選抜試験では、法曹としての資質を評価する書類審査を第 1 次選考、法的思考に対する適性としての論理的思考力を評価する筆記試験を第 2 次選考とした 2 段階選抜を行います。

なお、入学前の段階で、法学既修者については、法学部の授業等を通じて六法科目を中心とする法律専門科目に関するひと通りの基礎的な知識を身に付けておくこと、法学未修者については、学術的な文献の講読等を通じて論理的思考力を身に付けておくことを希望します。

(<http://www.tnc.tohoku.ac.jp/images/adcenter/policy.pdf> 13 頁に記載)

## 2. 特徴

本法科大学院は、法学研究科内の一専攻（総合法制専攻）であると同時に、実務法曹や企業法務で活躍する高度専門職業人としての法律実務家の養成を目的として、平成 16 年度に開設された専門職大学院であり、本法科大学院の教育の特徴は次の諸点にある。（「東北大学法科大学院パンフレット 2023」 2 頁）

### I 理論的基礎の体得のための段階的教育

「優れた法曹」として、多様な法的問題に的確かつ創造的に対処するためには、法の理論についての深い理解が必要です。第 1 年次基本科目、第 2 年次基本科目、基幹科目（第 2 年次）、応用基幹科目（第 3 年次）と、基本 7 法を繰り返しかつ段階的に学ぶカリキュラムにより、理論的基礎を確実に定着させるとともに、事例分析能力や法解釈能力を向上させることを目指します。

### II 理論と架橋した法曹実務教育

主として実務家教員が担当する実務基礎科目や、研究者教員と実務家教員が連携して担当する基

幹科目などを通じて、判例をはじめとする、実務で運用されているさまざまなルールについて学ぶとともに、ルールの背後にある理論について深い理解を得ることを目指します。実務を理論と関連付けて理解することによって、将来、実務の運用に主体的かつ創造的にかかわるための能力を養います。

### Ⅲ 先端的・学際的・現代的・国際的な 科目の充実

多彩な研究者教員を擁していることを活かして、先端的・学際的・現代的・国際的な分野について充実した選択科目（基礎法・隣接科目、展開・先端科目）を提供します。このような科目の履修により、視野を広げ、将来、専門的な分野で活躍するための基礎を作ることができます。

### Ⅳ 少人数クラスによる徹底した双方向教育

特に必修科目について、少人数クラスを編成し、徹底した双方向教育を行います。教員が投げかける質問に対し、学生が答え、その答えをもとにさらに質疑を重ねるというソクラテック・メソッド（対話型双方向授業）により、理解の不十分な点を自覚させ、実際の事案解決において「使える」知識へと高めるとともに、他者とのコミュニケーション能力を向上させることを目指します。

## Ⅱ 分析項目ごとの水準の判断

### 分析項目Ⅰ 教育の実施体制

#### (1) 観点ごとの分析

##### 観点1-1 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

本法科大学院（総合法制専攻）は、大学院法学研究科の中の一専攻であるが、他専攻からは区別された独自の学生定員を設けている。教員組織は、法科大学院専任教員のほか、法学研究科の他の2専攻に属する兼担教員及び他大学等に所属する兼任教員から成る。法科大学院専任教員は全員が大学院法学研究科の専任教員としての地位を有している。

#### 1. 学生定員と現員

学生定員と現員は令和4年5月1日現在で次の表のとおりである（【資料1-1-1】）。

まず歴史的な叙述から始める。平成16年4月に、全国的に法科大学院における教育が開始した。その後、法科大学院への志願者の全国的な減少に伴い、多くの大学で法科大学院が廃止された。そのような状況に対応するため、本法科大学院でも、入学定員を、開設時は100名であったものを、平成23年度入学者から80名に、平成26年度入学者から50名に、削減した（内訳は当初は未修・既修それぞれ20名・30名程度だったものを、令和2年度入学者から15名・35名程度に変更した）。入学定員を50名とした平成24年度から見ると、志願者数と入学者数はそれぞれ、平成26年度134名・43名、平成27年度91名・35名、平成28年度101名・32名、平成29年度112名・44名、平成30年度134名・29名、令和元年度130名・42名、令和2年度183名・52名、令和3年度216名・49名、令和4年度281名・61名、となっている。入学者数ベースで見ると、入学定員50名をほぼ満たすようになったのは令和2(2020)年度入学者からであり、その2年前の平成30年度入学者数は29名であった点などに鑑みると、ここ数年でようやく低迷状態を脱しつつあるように見える。これは、平成29年度入試より、入試成績が優秀な入学者に対する奨学金の付与を拡充したこと、司法試験合格率等でそれなりの実績が示されてきたこと、などを主な要因としていると考えられる。

以上を前提にして、本題に入る。

まず、第1年次生（法学未修者）の現員数であるが、令和3年のものも令和4年のものも見かけ上、定員を大幅に下回っているように見える。だがそれは見かけ上のものに過ぎない。すなわち、入学者選抜において50名の定員のうち、法学未修者コース（標準修了期間3年）15名程度と法学既修者コース（標準修了期間2年）35名程度を目途に入学者数として定員を確保しているため、毎年、第1年次生は、15名前後であるべきものである。その関連で述べると、収容定員も、形式的には150名とされてきているが、本来は115名前後と見るべきものである。

第1年次生の現員数は、令和3年が16名、令和4年が22名であり、その内訳は原級留置者数・新入学者数がそれぞれ、7名・9名、4名・18名、である。令和3年は、一方で入学者数の見込が下ブレし、他方で原級留置者数がたいへん多かったものと、また令和4年は、一方で入学者数の見込がやや上ブレし、他方で原級留置者数が依然として多かったものと、評価される。

第2年次生の現員数は、令和3年が64名、令和4年が66名であり、その内訳は原級留置者数・進級者数〔前々年度以前入学者数・前年度入学者数〕・新入学者数がそれぞれ、14名・10名〔3名・7名〕・40名、14名・9名〔3名・6名〕・43名、である。いずれの年も、一方で入学者数の見込が上ブレし、他方で原級留置者数がたいへん多かったものと、評価される。

第3年次生の現員数は令和3年・4年ともに定員を下回っているが、それ以前からは改善しつつある。第3年次生の現員数が定員を下回ってきた要因として、本学の厳格な成績評価と進級要件により、原級留置率、中退率が全国平均に比べて高いことがある。この点、令和4(2022)年度から、成績評価の厳格性を保ちつつも第2年次から第3年次への進級要件を若干緩和する規程改正を行った（規程13条、履修内規5条）（観点5-1「1」を参照）。

最後に全体の現員数であるが、収容定員（既述のように、形式的には150名だが、実質的には115名前後であるべきもの）との関係で、それ以前しばらくは著しい不充足状態が続いていたのが、令

和3年にほぼ望ましい水準に到達し、令和4年にはむしろ超過してしまった。これはここ2年間の入学者数が見積り数より大幅に多かったことによる。これを踏まえて今年（2022）は、令和5(2023)年度入試の合格者判定をいっそう慎重に実施しているところである。

【資料1-1-1：学生定員と現員】

定 員		現員（令和3年5月1日現在）	
入学定員	*50	第1年次生	16
	50	第2年次生	64
	50	第3年次生	36
収容定員	150	計	116

定 員		現員（令和4年5月1日現在）	
入学定員	*50	第1年次生	22
	50	第2年次生	66
	50	第3年次生	42
収容定員	150	計	130

註\*：上記、説明本文に示したとおり、50名のうち第1年次に在学する未修者コースへ割り当てられている人数は、15名程度である。

（出典：専門職大学院係調べ）

2. 教員組織の構成

教員組織につき、令和4年5月1日現在の教員（講師以上）51名、内訳は、専任教員22名（みなし専任教員2名を含む）、兼任教員（法学研究科他専攻所属）12名、兼任教員（外部非常勤講師）24名である（後掲【資料1-1-3】参照）。法律基本科目専任教員数、科目群ごとの専任教員数は、次の表のとおりである（【資料1-1-2】）。本法科大学院は、専門職大学院としての教育を担うに相応しい資質を備えた教員を適正に配置している。

【資料1-1-2：専任の授業担当教員の配置】

科目 職	法 律 基 本 科 目							法律実務 基礎科目	基礎法・ 隣接科目	展開・ 先端科目	計
	憲法	行政 法	民法	商法	民訴	刑法	刑訴				
教 授	2	2	4	1	0	2	2	4	3	5	25
准教授	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
講 師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	2	4	1	1	2	2	4	3	6	27

（註：上記の表は専任教員の実数ではなく、専任の授業担当教員数である。また、法律基本科目の担当教員が、法律実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目を担当することがあるため、合計教員数は延べ人数となる。）

（出典：専門職大学院係調べ）

本法科大学院の教員の組織編成の特徴の第1は、専任教員に占める女性教員の割合が約36.4%（22名中8名）と極めて高いことである。この割合は、兼任教員を加えると約32.4%（34名中11名）とさらに高いものとなる。

本法科大学院の教員の組織編成の特徴の第2は、理論と実務の架橋を可能にするために、実務経験が豊富で、かつ、理論面にも秀でた実務家教員を適正に多数配置している点である。その内訳は、実務家・専任教員2名と実務家・みなし専任教員2名の併せて、専任教員4名（派遣裁判官1名、派遣検察官1名を含む）及び、兼任教員7名（派遣裁判官1名を含む）である（【資料1-1-3】）。

【資料1-1-3：教員組織の構成、学外兼任教員数】

区 分	教 授	准教授	講 師	計	法曹実務経験者
専任教員	19	3	0	22	0
実務家・専任教員	2	0	0	2	1
専任ではあるが他専攻の専任教員	0	0	0	0	0
実務家・みなし専任教員	2	0	0	2	2
兼任教員（他専攻の教員）	7	5	0	12	
兼任教員（他大学等の教員等）	0	0	24*	24	

（註\*：派遣裁判官1名、その他法曹実務経験者6名を含む）

（出典：専門職大学院係調べ）

**観点1-2 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制**

（観点に係る状況）

**1. ファカルティ・ディベロップメント（FD）の体制、内容・方法と実施状況**

本法科大学院では、平成17年度に教員授業参観制度を設けて以降、現在に至るまで、教員の相互評価を通じた担当授業科目における教育の質的向上を図っている。

【別添資料1：法科大学院各種委員会等構成・分担】

【別添資料2：法科大学院FD・教員授業参観制度 実施要領】

（出典：専門職大学院係資料）

また、本法科大学院では、FD委員会の主催するFD懇談会の開催、各種研修会・シンポジウム等への教員の派遣、学外講師によるFD講演会の開催等を通じて、少人数・対話型双方向授業の効果的な実践例や他大学の教育改善の取り組みについて積極的に学んでいる。さらに、教員相互の授業参観を通じて、教員間で優れた授業の実践例の共有化を行っている。

FDの実施状況は次頁の表のとおりである（【資料1-2-1】）

【資料1-2-1：ファカルティ・ディベロップメントの実施状況】

【学外】

令和3年度

日付	出張理由	出張先	出張者

東北大学法科大学院（総合法制専攻）Ⅱ 分析項目Ⅰ

令和3年6月19日 (土)	法科大学院協会総会・シンポジウム	オンライン実施	佐々木弘通 教授
令和3年12月18日 (土)	法科大学院協会総会	オンライン実施	佐々木弘通 教授

令和4年度

日付	出張理由	出張先	出張者
令和4年6月11日 (土)	法科大学院協会総会・シンポジウム	オンライン実施	佐々木弘通 教授
令和4年11月26日 (土)	法科大学院協会総会	オンライン実施	佐々木弘通 教授

【学内】

○講演会・懇談会

令和3年度

日付	開催内容	会場
令和3年4月7日(水)	教務委員会及びFD委員会の共催「教員のための手引き」説明・研修会	オンライン
令和3年9月10日 (金)	公正な研究倫理教育に係る教員FD テーマ：「利益相反マネジメント」 講師：東北大学副理事 齋藤 仁氏	オンライン (ハイブリッド)
令和3年9月13日 (月)	法科大学院FD懇談会（第1回） 内容：法科大学院関連制度改革・認証評価基準改定により対応すべき内容の共有・意見交換	川内キャンパス講義室
令和4年3月18日 (金)	法科大学院FD懇談会（第2回） 未修者教育の改善・充実と質の保証について	川内キャンパス講義室

令和4年度

日付	開催内容	会場
令和4年4月7日(木)	教務委員会及びFD委員会の共催「教員のための手引き」説明・研修会	オンライン
令和4年9月16日(金)	公正な研究倫理教育に係る教員FD テーマ：「法学研究科における人間を対象として行う調査及び実験の研究倫理審査～アンケート調査を中心に」 講師：法学研究科 曾我陽一教授、金子智樹准教授、吉永一行教授	エクステンション教育研究棟講義室

○授業参観・共同授業

令和3年度

日付	開催内容	会場
令和3年7月28日(水)	FD委員会・教員授業参観制度 「基幹刑事訴訟法」担当教員：井上和治教授 参加者：得津 晶教授	エクステンション教育研究棟

令和4年度

日付	開催内容	会場
令和4年7月28日(木)	FD委員会・教員授業参観制度 「基幹民法」担当教員：久保野恵美子教授 参加者：鳥山泰志教授、嵩 さやか教授、今津綾子准教授	エクステンション教育研究棟

(出典：専門職大学院係調べ)

令和3年度の第1回FD懇談会で、本法科大学院が5年ごとの認証評価を受診している大学改革支援・学位授与機構による法科大学院評価基準要綱が令和3年2月に改定されて、各法科大学院自身によるKPIの達成やPDCAサイクルの実施が重視される方向で、その評価基準が大幅に簡素化されたことの認識共有が図られた。また、中教審法科大学院特別委員会による令和3年2月3日付「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」文書と、それを踏まえた文科省高等教育局専門教育課長による同年5月17日付「『法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ』を踏まえた留意事項について（通知）」文書において、学生の論述能力の涵養のために、補助教員が教員との連携を基盤としつつ、通常の授業の一環として司法試験問題を含む事例教材の添削・指導を行うことが、未修者教育に限らず法科大学院教育全体について可能と明示されたことの認識共有が図られた。その上で、今後本法科大学院として取り得る教育上の工夫について意見交換が行われた。

ここでの議論を踏まえて、令和4年度には、授業と連動した補助教員による学修支援の試みが、前期に第2年次の必修科目である基幹憲法と基幹民法の2科目で実施され、後期に同じく第2年次の必修科目である基幹行政法において実施中である（観点4-2「1」を参照）。この経験の情報共有を図り来年度以降の試みにつなげるためのFD懇談会を、今（令和4）年度末に実施予定である。

令和3年度の第2回FD懇談会では未修者教育の充実のための一方策として、本法科大学院が平成30年度（＝平成31年3月）以来、執行部間で未修者教育を主題とした意見交換会を行っている北大法科大学院のやり方に倣って、第1年次学生一人ひとりについて学習カルテを作成し、担当教員間で理解を共有する提案が支持された。これを受けて今（令和4）年度の後期から、実際に第1年次学生用学習カルテの作成・利用を開始している（観点3-2「1」を参照）。

## 2. 学生による授業評価

本法科大学院では、開設当初の平成16年度より、学生による授業評価アンケートを、毎学期、すべての授業科目で実施している。アンケートの結果は、集計後、各教員の授業内容の向上に役立つよう、直接個々の教員にメール及び紙媒体で配付している。また、集計結果の全体平均を算出して各教員に配付し、個々の教員が自己の結果とそれを比較することによって、改善点を見出すことができるように配慮している。さらに、この集計結果の全体平均については、TKC教育研究支援システムを通じて、本法科大学院に所属している教員及び学生が閲覧できる状態にしている。

なお、学生による授業評価を、授業内容の改善に、より効果的に活用するため、平成22年度から、各教員が、アンケート結果に対して所見を作成し、それを専門職大学院係に備え付けることとした。所見の内容については学生及び教員が閲覧できることとしている。

## 3. カリキュラム等検討委員会による学修支援策の検討

本法科大学院では、平成 24 年度後期より、法科大学院運営委員会の下に、委員会（学修支援委員会（当初）、平成 27 年度よりカリキュラム等検討委員会）を設け、よりよい学修支援体制の整備に努めている。同委員会は、本法科大学院の機能強化構想に基づく学修支援策について学生の現状分析を踏まえて検討し、その内容を法科大学院長に報告することとなっている。院長は上記報告につき法科大学院としての実施可能性を検討した上で、運営委員会に諮ることとしており、平成 28 年度には、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムと関連して、本法科大学院が取り組むべき、プログラムの内容として、入学者選抜から法科大学院修了までの一貫した未修者教育の拡充プログラムを計画し、採択され、平成 29 年度には、同プログラムの一環として、FD 委員会の責任により、未修者コース学生に対する修了生による特別オフィス・アワーの実施およびその成果および課題の FD 懇談会での検討が行われた。平成 30 年度は、課外学修支援担当の副院長の下で、未修者の 1 年次基本科目担当教員と修了生弁護士との協議に基づき、前記の特別オフィス・アワーを改善、充実させる形で、未修者の学修課題を踏まえた未修者対象の修了生弁護士による勉強会を実施するほか、修了生オフィス・アワーの利用活性化のために広報方法を改善した。

以上のような取組みを踏まえ、平成 30 年度からの 5 年間の法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの一環として、未修者教育拠点としての法曹養成機能の強化のために、ICT 活用による入学前指導の拡充、修了生弁護士による未修者に特化した勉強会の開催及び共通到達度確認試験を進級判定に活用した質保障の各取組みを行っている。

## （2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

学生の現員数について、これまで長く定員未充足に苦しんでいたが、令和 3 年にはほぼ充足し、令和 4 年にはむしろ超過状態となった。今後は、定員未充足状況をようやく克服できたという実績の上に立ちながら、現員数を安定的に定員の水準としていくことが課題となる。

教員構成において、女性比率及び研究・教育・実務歴に配慮した上で、経験豊富な実務家教員を多数配置すると同時に、研究者教員と実務家教員との協働による教育を実施できる体制を整えている。

また、教員の配置も、科目群間のバランス、年齢構成と女性教員比率、授業科目と個別の教員の専門・経歴との対応関係のいずれにおいても、均衡の取れたものであり、教育上必要な教員が適切に授業科目を担当している。とりわけ、裁判所・検察庁からの派遣教員をはじめとして、実務経験の豊富な専任及び兼任教員を多数擁し、理論と実務の架橋が図られている（観点 1-1）。

加えて、教育内容、教育方法の改善のために、ファカルティ・ディベロップメント、教員相互による授業参観、学生による授業評価等の制度が整えられ、着実に実施されており、これを実施するための組織化も行われている。さらに、カリキュラム等検討委員会（平成 24 年度後期から平成 26 年度までの当初の名称は学修支援委員会）を設置し、学修支援体制の整備に努め、担当副院長の下で、同委員会により提案された学修支援策の改善、拡充が行われている。こうした取組みに見られるように、本法科大学院では現状の様々な要請に対応すべく、学修支援体制のさらなる充実が図られている（観点 1-2）。

以上のことを総合すると、「法学理論と法実務との架橋を実現するための経験豊富な実務家教員の適正な配置と男女共同参画社会の実現に向けた女性教員比率の向上」という教育実施体制面での目的に照らして、本法科大学院の教育実施体制は極めて優れたものといえ、関係者から期待される水準を大きく上回るものと判断される。

## 分析項目Ⅱ 入学者選抜の状況

## (1) 観点ごとの分析

## 観点 2-1 入学者選抜の実施

（観点到係る状況）

## 1. 学生受入方針の設定

すでにⅠ（法科大学院（総合法制専攻）の教育目的と特徴）で言及した通り、「アドミッション・ポリシー」を下記の通り設定し、ウェブサイト、各年度の学生募集要項等で周知している。

東北大学法科大学院の入学者選抜方針〔アドミッション・ポリシー〕（再掲）

東北大学大学院法学研究科専門職学位課程総合法制専攻（法科大学院）は、法理論に関する高度の専門的知識並びにそれを支える高い職業倫理、幅広い教養及び豊かな人間性と協調性を有し、社会の多様化と複雑化に伴って日々新たに生じる法的な諸問題を能動的に解決することができる高度の法曹（裁判官・検察官・弁護士）の育成を目指します。

具体的には、正義と公正に関する基本的な考え方と論理的かつ柔軟な思考力を持ち、様々な視座から社会や人間関係を洞察し、それらにまつわる諸問題に積極的に取り組もうとする強い意欲を有し、法学に関する学識を有する人、又は法学以外の学問分野に関する学識及び法的思考に対する適性を有する人を求めます。

このため、学生の受け入れにあたっては、法学既修者一般選抜、法曹基礎課程特別選抜、法学未修者選抜の枠を設けて入学試験を実施し、これらの教育理念・目標に沿った学修をするために必要な高い能力と資質を備えているか否かを重視して選抜を行います。

法学既修者一般選抜試験では、法曹としての資質を評価する書類審査を第1次選考、法学に関する基礎的な知識と応用力等を評価する筆記試験を第2次選考とした2段階選抜を行います。

法曹基礎課程特別選抜試験には5年一貫型と開放型があります。5年一貫型では、法曹としての資質と連携法曹基礎課程における法学に関する学修成果を評価する書類審査による選抜を行います。開放型では、同様の書類審査を第1次選考とし、法学に関する基礎的な知識と応用力等を評価する筆記試験を第2次選考とした2段階選抜を行います。

法学未修者選抜試験では、法曹としての資質を評価する書類審査を第1次選考、法的思考に対する適性としての論理的思考力を評価する筆記試験を第2次選考とした2段階選抜を行います。

なお、入学前の段階で、法学既修者については、法学部の授業等を通じて六法科目を中心とする法律専門科目に関するひと通りの基礎的な知識を身に付けておくこと、法学未修者については、学術的な文献の講読等を通じて論理的思考力を身に付けておくことを希望します。

## 2. 入学者選抜の内容

本法科大学院は、上記（観点1-1の「1」）の通り、平成22年度入試から、入学定員を100名（法学既修者55名程度、法学未修者45名程度）から80名（法学既修者55名程度、法学未修者25名程度）に削減し、平成26年度入試から、入学定員を50名（法学既修者30名程度、法学未修者20名程度）に削減した。そして令和元年度入試から、法学既修者と法学未修者の内訳を前者35名程度、後者15名程度に変更した。

入試制度の変更として、まず、平成26年度入試から、併願制（法学既修者としての選考を希望する者に対して、それが認められなかった場合に、法学未修者としての選考を希望するか否かを示すことができる制度）を導入し、入学者数の確保に努めることとした。また、平成28年度入試より、優秀な法学部生の法科大学院への進学意欲を高めるために、今までよりも短期間に法曹になることを可能にする飛び入学制度を、また多様な入学者を確保するために社会人・他学部出身者を対象とする特別選抜を、それぞれ導入した。そして、平成29年度入試より、8月に一般選抜（前期）を実施し（これにあわせて、従来の11月に実施する一般選抜は、一般選抜（後期）と名称を変更した）、さらに、平成30年度入試より、2月に追加募集も実施し、入試の複数回化を実現した。また、平成30年度入試より、優秀な法学部生が従来よりも短期間で法曹になることを可能とするため、早期卒業制度または飛び入学制度を利用して進学することを希望する学部3年次生を対象とする特別選抜

制度を導入した。

本法科大学院では、令和4年度入試より、法学既修者一般選抜、法曹基礎課程特別選抜（5年一貫型、開放型）、法学未修者選抜を設けて入学者試験を実施し、選抜を行っている。これに伴い、平成28年度入試から実施してきたに社会人・他学部出身者を対象とする特別選抜制度、及び平成30年度入試から実施してきた学部3年次生を対象とする特別選抜制度、を廃止した。また、入試競争率2倍を確保した上で入学定員を充足することが見込まれたため、令和4年度入試では追加募集を行わなかった。

法学既修者一般選抜試験は、前期および後期の2回実施しており、法曹としての資質を評価する書類審査（第1次選考）、法学に関する基礎的な知識と応用力等を評価する筆記試験（第2次選考）の2段階選抜を行っている。第2次選考における法学専門科目筆記試験の試験科目は、民法、商法、民事訴訟法、憲法、刑法、刑事訴訟法の6科目である。

法曹基礎課程特別選抜は、本法科大学院と法曹養成連携協定を締結している大学（東北大学法学部、新潟大学法学部）の連携法曹基礎課程を修了見込みである者を対象とした「5年一貫型」と、これに限らずその他の大学を含む連携法曹基礎課程を修了見込みである者を対象とした「開放型」からなっている。「5年一貫型」では、法曹としての資質と連携法曹基礎課程における法学に関する学修成果を評価する書類審査による選抜を行っている。「開放型」では、同様の書類審査（第1次選考）、法学に関する基礎的な知識と応用力等を評価する筆記試験（第2次選考）の2段階選抜を行っている。第2次選考の日程、方式、試験科目については法学既修者一般選抜試験（後期）と同一である。

法学未修者選抜試験では、法学既修者一般選抜試験と同様に前期および後期の2回実施しており、法曹としての資質を評価する書類審査（第1次選考）、法的思考に対する適性としての論理的思考力を評価する筆記試験（第2次選考）の2段階選抜を行っている。

## 観点2-2 入学者選抜の実効性と適切性

（観点に係る状況）

### 1. 志願者数・受験者数、競争倍率、入学定員充足・超過率

いずれの数値も増加傾向にあり、上記の入試制度の改革（入試の複数回化等）や奨学金制度の充実の成果であると考えられる。以下、個々の項目の状況につき説明する（【資料2-2-1 年度別入学者選抜の状況】）。

第1に、志願者数について見ると、平成30年度は合計134名（既修96名、未修38名）、令和元年度は合計130名（既修74名、未修56名）であったが、令和2年度においては合計183名（既修114名、未修69名）、令和3年度においては合計216名（既修132名、未修84名）、令和4年度においては合計281名（既修180名、未修101名）と順調に増加している。

受験者数も、志願者数の増加傾向を受け、増加傾向にある。

第2に、競争倍率（入試倍率）は、前述のような志願者数・受験者数の増加に応じて、平成30年度以降はいずれも2.0倍を維持することができるようになっている。

第3に、入学者数は、平成30年度においては29名であったが、前述のような志願者数・受験者数の増加に応じて、令和元年度は42名、令和2年度は52名、令和3年度は49名、令和4年度は61名となっており、ここ3年は定員を超えるか定員にわずかに達しない数の学生が入学している。

入学定員充足・超過率も、これに合わせて上昇傾向にある。平成30年度入試では58%にとどまったものの、令和元年度入試では84%となり、令和2年度、3年度入試では100%前後の状況が継続しており、令和4年度入試では122%に至っている。

【資料2-2-1：年度別入学者選抜の状況】

	種別	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	競争倍率 (法学未修 者、法学既 修者別)	競争 倍率	入学者数	入学者数 【e】 (合計)	入学定員 超過率
		【a】 (人)						【d】 (法学未修 者、法既修 者別) (人)		
令和4年度	法学未修者	50	101	66	29	2.27	2.10	18	61	122%
	法学既修者		180	157	77	2.03		43		
令和3年度	法学未修者	50	84	59	22	2.68	2.08	9	49	0.98%
	法学既修者		132	116	62	1.87		40		
令和2年度	法学未修者	50	69	43	17	2.52	2.05	14	52	104%
	法学既修者		114	95	51	1.86		38		
令和1年度	法学未修者	50	56	45	19	2.36	2.00	14	42	84%
	法学既修者		74	61	34	1.79		28		
平成30年度	法学未修者	50	38	32	18	1.77	2.00	6	29	58%
	法学既修者		96	76	36	2.11		23		

(注) 1. 「競争倍率」欄には、「受験者数」を「合格者数」で割った値（小数点第3位以下切り捨てが自動表示されます。  
 (例：受験者数が180人、合格者数が87人の場合には、 $180 \div 87 = 2.068 \dots$  『2.06』で表示されます。)  
 2. 「入学定員超過率」欄には、「入学者数」を「入学定員」で割った値（小数点第3位以下切り捨て）が自動表示  
 されます。  
 (例：入学者数が72人、入学定員が70人の場合には、 $72 \div 70 = 1.028 \dots$  『1.02』となり、『102%』で表示されま  
 す。)

## 2. 入試合格者に対する取組

入試合格者に対しては入学前指導を実施している。具体的には、①修了生弁護士による講演（弁護士としての仕事や、法律を勉強する際の注意点等）の配信、②入学前に読んでおく文献についての文書の送付、③入門講義（各法の特徴と勉強の仕方についての説明）の配信、④授業参観の実施、⑤入学前オリエンテーションの実施、⑥前年度の定期試験問題と解説の提示、⑦一般選抜の法学専門科目試験の解説、⑧第1回予習課題の事前提示である（新型コロナウイルス感染症の影響により上記の一部について実施できなかった年度もある）。

### (2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

平成30年度以降の入学選抜の状況を見ると、志願者数・受験者数、競争倍率、入学定員充足・超過率、いずれの指標についても、数値が上昇傾向にあり、首都圏の法科大学院に法曹志望者が集中する傾向が高まっている状況の中では、健闘しているといえる。特に、令和2年度、3年度は入学定員超過率100%前後の状況を継続しており、各種取り組みが成果に結びついたものといえる。令和4年度においては定員超過率が122%に達してしましたが、志願者数・受験者数が増加する中で法科大学院では合格者の歩留まり率（辞退率）を予測することが非常に難しいという事情によるものである。

以上のことを総合すると、「優れた法曹」を養成するという本法科大学院の教育目的を実現するのにふさわしい能力と資質を持った入学者を、本法科大学院では実効的かつ適切に選抜してきており、関係者から期待される水準を上回っていると判断される。

## 分析項目Ⅲ 教育内容

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点3-1 教育課程の編成

（観点到係る状況）

#### 1. 教育課程の内容・構成

本法科大学院は、2年又は3年間で、現行法体系全体の構造を正確に理解する能力、具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する能力、緻密で的確な論理展開能力、他者とのコミュニケーションを図る高度の能力などを備えた「優れた法曹」を養成するため、次のようなカリキュラム・ポリシーに則り、広範にわたる法分野を体系的に学ぶことのできる教育課程を編成している。

〔カリキュラム・ポリシー〕（再掲）

東北大学大学院法学研究科専門職学位課程総合法制専攻（法科大学院）では、ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

- ① 法理論に関する高度の専門的な意識と法実務に関する基礎的能力の修得を可能にするために、基本的な法分野に関する授業科目を体系的・段階的に提供すると同時に、実務家教員による実務に関する授業科目を豊富に提供する。
- ② 緻密で的確な論理展開能力と他人とのコミュニケーション能力の修得を可能にするために、少人数教育制を採用し、教員・学生の対話を中心とした授業方法を採用する。
- ③ 法曹に必要な高い職業倫理を身につけることを可能にするため、実務家教員による法曹倫理に関わる授業科目を提供すると同時に、少人数教育制の下での教員と学生の対話を中心とした授業における討論を通じて、法曹としての心構えや責務についての自覚を深めることを可能にする。
- ④ 広い視野から多様な視点を設定して考察するための教養と専門性を深めることを可能にするため、先端的・学際的・現代的・国際的な法分野に関する授業科目を十分に提供する。  
（「令和4年度（2022年度）学生便覧」47頁）

#### ① カリキュラムの概要

課程修了要件は、平成29年度入学者から、第1年次基本科目28単位、第2年次基本科目2単位、基幹科目28単位、実務基礎科目14単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上、及び展開・先端科目16単位以上の修得を含む96単位以上の修得である。

カリキュラムの概要は次の表のとおりである（【資料3-1-1】）。

【資料3-1-1：カリキュラムの概要】



（出典：令和4年度法科大学院パンフレット）

#### ② 授業科目の配置、必修・選択科目の配分

授業科目の配置は次の表のとおりである（【資料3-1-2】【別添資料3：開講科目一覧・授業担当

者・履修者数】。

【資料3-1-2：授業科目の配置】

修了要件：各科目群から必要とされる単位の合計96単位（法学既修者については合計68単位）

<p><b>L1 科目</b>（1年次における最大履修登録単位数は合計32単位）</p> <p><b>第1年次基本科目</b>（28単位必修）：                  憲法（4単位）／民法Ⅰ（4単位）／民法Ⅱ（4単位）／民法Ⅲ（2単位）／民法Ⅳ（2単位）                  ／刑法（4単位）／商法（4単位）／民事訴訟法（2単位）／刑事訴訟法（2単位）  <b>法律基本科目、実務基礎科目</b>：法律基礎演習（1単位）、リーガル・リサーチ（2単位）、を履修可。</p>
<p><b>L2 科目</b>（2年次における最大履修登録単位数は合計36単位）</p> <p><b>第2年次基本科目</b>（2単位必修）：行政法（2単位）  <b>基幹科目</b>（28単位必修）：                  基幹憲法（2単位）／基幹行政法（4単位）／基幹民法（6単位）／基幹刑法（4単位）／基幹商法（4単位）／基幹民事訴訟法（4単位）／基幹刑事訴訟法（4単位）  <b>実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目</b>（L2・3科目）から6単位まで選択</p>
<p><b>L2・3 科目</b>（3年次における最大履修登録単位数は合計44単位）</p> <p><b>応用基幹科目</b>（L3対象、6単位まで履修可）：                  応用憲法（2単位）／応用行政法（2単位）／応用民法（2単位）／応用刑法（2単位）／応用商法（2単位）／応用民事訴訟法（2単位）／応用刑事訴訟法（2単位）  <b>実務基礎科目</b>（10単位必修、4単位以上選択必修）：                  法曹倫理（2単位）／民事要件事実基礎（2単位）／民事・行政裁判演習（L3対象、3単位）／刑事裁判演習（L3対象、3単位）（以上、必修科目）                  リーガル・クリニック（2単位）／ローヤリング（2単位）／エクスターンシップ（2単位）／模擬裁判（L3対象、2単位）（以上、選択必修科目）                  リーガル・リサーチ（L1対象、2単位）／民事法発展演習Ⅰ（2単位）／刑事実務基礎演習（2単位）／刑事実務演習（2単位）（以上、選択科目）  <b>基礎法・隣接科目</b>（各2単位、4単位以上修得）：                  日本法曹史演習／西洋法曹史／実務法理学／実務外国法／現代アメリカの法と社会／法と経済学／外国法文献研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ  <b>展開・先端科目</b>（各2単位、16単位以上修得）：                  環境法Ⅰ*、Ⅱ*／租税法基礎*／実務租税法*／医事法／金融商品取引法／金融法／経済法Ⅰ*、Ⅱ*／企業法務演習／民事執行・保全法／倒産法*／応用倒産法*／実務労働法Ⅰ*、Ⅱ*／社会保障法／知的財産法Ⅰ*、Ⅱ*／知的財産法発展*／実務知的財産法／少年法・刑事政策／国際法発展*／国際法発展演習*／実務国際私法Ⅰ*、Ⅱ*／地方自治法／多様性社会と法演習／リサーチペーパー（L3対象、3単位）                  *は司法試験選択科目対応科目</p>

（出典：令和4年度（2022年度）学生便覧）

【別添資料3：開講科目一覧・授業担当者・履修者数（令和2年度～令和4年度）】

（出典：専門職大学院係調べ）

本法科大学院では、第1年次において、法学未修者に対し、第1年次基本科目として、憲法、民法

I～IV、刑法、商法、民事訴訟法、及び刑事訴訟法を開講し、1年間で法学既修者とともに学ぶ前提となる能力を養うことを目的とした教育を行っている。平成26年度からは、これら第1年次科目に加え、学修支援を目的とする第1年次導入科目として、新たに「法律基礎演習」（1単位）を設けた。また同じく第1年次生への学修支援を目的に、基礎法隣接科目に新たに「法学の基礎」（1単位）を設けた（この科目は平成30年度開講までで廃止した）。一方で、平成29年度から、行政法を、それまでは第1年次基本科目だったのを第2年次基本科目に移し、これにより法学未修者が法律の学修の仕方を知り、上記6法にじっくり取り組む体制を整えた。

第2年次においては、平成29年度から基本科目として行政法を配置した。また、基幹科目（必修）として、従来、民法、商法、民事訴訟法を融合した実務民事法、刑法及び刑事訴訟法を融合した実務刑事法、憲法及び行政法を融合した実務公法を開講していたが、平成28年度からは、これらの科目を7科目（基幹憲法、基幹行政法、基幹民法、基幹刑法、基幹商法、基幹民事訴訟法、基幹刑事訴訟法）に分割した。これらの授業科目は、裁判実務・企業法務等における法的紛争の現実的・総合的解決を念頭に置きつつ、実務的及び理論的観点から総合的な教育を施すことを通じて、法曹としての基本的な能力を涵養することを目指している。7科目への分割により、専門科目ごとに、厳格に、基本的知識の修得状況を評価することとした。

また、平成23年度より、第3年次に、「応用基幹科目」として、「応用民法」をはじめとする7科目（当初、うち2科目まで選択可能としていたのを、平成26年度より3科目までに広げた。各2単位。）を開講し、第1年次・第2年次基本科目に関する基礎的知識の定着、事案解決能力の錬成、表現力の向上を図ることとした。

本法科大学院では、2単位につき15授業時間を標準とし、各時間の内容と成績評価基準を明記する統一書式のシラバスを用意している。

**【別添資料4：シラバスの例（刑法・令和4年度）】**

（出典：令和4年度法科大学院シラバス）

**2. 授業時間割**

本法科大学院は、少人数・対話型双方向授業を基本とするため、クラス授業制を実施しており、開設当初は第2年次の基幹科目のクラス数を2クラスとし、1クラスの受講者数50名を基本としてきた。もっとも、前述のとおり（観点1-1参照）、平成26年度入試からは1学年の学生定員を50名に削減したため、第2年次の基幹科目のクラス数を1クラスとし、現在では、第1年次で1クラス15名程度、第2年次の基幹科目で1クラス50名程度を標準に授業を実施している。他方、実務基礎科目の必修科目については、実務家として必要な技能についても学修するものであり、自習等による学修も難しいという性質を有することから、少人数による教育に適していると考えられるため、原則として2クラス制を維持することとしている。

また、授業時間割は、クラス授業制に従って、次の表のとおり編成されている（【別添資料5：授業時間割】）。平成27年度から、1限と2限の休憩時間を20分に変更し、基幹科目の授業終了後の質問時間を確保することとした。

各年次における履修の例として次の表のようなものが想定される（【資料3-1-3】）。

加えて、オフィス・アワー時間の拡充により、学修支援を強化することとした。

**【別添資料5：授業時間割（令和3年度～令和4年度）】**

（出典：各年度法科大学院シラバス）

**【資料3-1-3：履修例】**

第2年次(L2)										
	前期					後期				
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
1限	行政法		基幹刑事訴訟法		基幹刑法	基幹行政法	基幹行政法	基幹民法		基幹刑法
2限	基幹憲法	基幹商法		基幹民法	基幹民事訴訟法	基幹商法	基幹民事訴訟法	基幹刑事訴訟法	民事事件実務基礎(履修)	基幹民法
3限				民事事件実務基礎(履修)						
4限										
5限								法曹倫理		
6限										

(出典：2023年度法科大学院パンフレット)

### 観点3-2 学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況)

#### 1. 法学部以外の出身者、社会人経験者への門戸開放

本法科大学院においては、学生や社会の要請に対応しうる入学者選抜試験を実施し、法学部以外の出身者や社会人経験者に広く門戸を開いており、入試説明会に際しても、法学部学生向けの案内とは別に他学部学生向けの案内チラシを作成するなど、広報に努めている。次の表のとおり、実際に入学者の経歴は多様性を示している（【資料3-2-1】）。

【資料3-2-1：他学部・社会人入学生】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入 学 定 員	50	50	50
入 学 者 数	52(10)	49(14)	61(17)
うち、法学未修者	14(2)	9(5)	18(8)
うち、法学既修者	38(8)	40(9)	43(9)
うち、他学部出身者 又は社会人経験者	12(1)	9(1)	14(2)
うち、他大学出身者	29(5)	36(8)	41(11)
入学定員に占める 入学者数の率	1.04	0.98	1.22
入学者数に占める他学部 出身者又は社会人経験者の 率	0.23	0.18	0.23
入学者数に占める 他大学出身者の率	0.56	0.74	0.67

(\*括弧内は女子内数)

(出典：専門職大学院係調べ)

平成28年度入試からは、他学部出身者及び社会人経験者を対象とする特別選抜制度を実施し、多様な人材の受け入れをさらに促進するとともに、当該特別選抜合格者が法科大学院入学後に円滑に学修を行なえるよう、入学前指導を実施することとした。また、平成29年度より、第1年次科目を、行政法を除く6科目に変更し、未修者の学修の負担を軽減するとともに、長期履修制度を導入するこ

とにより、第1年次科目を2年間かけて履修することを可能とし、法学を初めて学ぶ他学部出身者等が、基本6法に関する基礎を確実に修得することができるようにした。加えて、社会人・他学部卒業生特別選抜の入試時期を9月から8月に前倒しし、合格から入学までの期間を活用した入学前指導を充実させることにより、他学部出身者が入学後の学修を円滑に行うことができるようにした。だが、令和4年度入試から法曹基礎課程特別選抜制度（5年一貫型、開放型）を導入するのに伴って、この他学部出身者及び社会人経験者を対象とする特別選抜制度を廃止した。

令和4年度からは、未修者それぞれの状況に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、個々の学生につき「学習カルテ」を作成し、第1年次科目を担当する教員が相互に学生についての情報（入学前の経歴や入学後の成績）を把握するとともに、指導に際して気づいた点を共有できるような制度を設けている。

留学については、2ないし3年の短期間で高度な専門職業人を養成するという法科大学院の制度的制約から、原則として認めていないが、入学者選抜において留学経験を含めた多様な社会的経験を評価することにより、国際的視野を持った学生の確保等に配慮している。

【別添資料6：学習カルテについて】

（出典：専門職大学院係資料）

## 2. 学部教育と法科大学院教育の架橋

法科大学院進学者数減少の理由の1つとして、法曹になるための時間的、経済的な負担が挙げられる。本法科大学院は、こうした問題に対応するため、平成28年度入試より、飛び入学制度を導入し、従来よりも短い期間での法曹資格の取得と、それに伴う経済的負担の軽減を可能としてきたが、平成30年度入試より新たに学部3年次生特別選抜制度を導入し、優秀な法学部生が、早期卒業制度または飛び入学制度を活用して早期に法科大学院に進学し、法曹となることを可能とした。また、同特別選抜制度の合格者に対し、入学前指導を実施し、法科大学院入学後、円滑に学修に取り組めるよう学修指導を行っている。

あわせて、東北大学法学部（以下、本学法学部）と連携し、平成29年度から本学法学部に法曹志望コースを設け（このコースは、令和2年度以降の連携法曹基礎課程〔法曹コース〕の、いわば前身に当たる）、実定法実務演習の優先履修、法曹実務を体験する機会の提供、法科大学院への進学を希望する学部生向けのモデルカリキュラムの提示等により、法科大学院進学への動機付けを図るとともに、優秀な法学部生が短期間で法曹となることができるよう、同コース修了者に対する早期卒業要件の見直しを行い、5年（学部3年＋法科大学院2年）一貫教育の実現を図ることとした。

そして、令和元年の「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」の改正を受けて、同法に基づく5年一貫教育を可能にするため、これまでの取組みを発展的に解消すべく、本法科大学院は令和元年度に、本学本学部と新潟大学法学部それぞれとの間に法曹養成連携協定を締結した。そして、本学法学部と新潟大学法学部それぞれの連携法曹基礎課程（以下、法曹コース）の学生について、令和4年度入試より＜5年一貫型の特別選抜方式＞を導入しており、令和4年度入試、令和5年度入試ともそれぞれ4名が合格している。また、「門戸開放」という本学の理念を実現するため、本法科大学院が連携協定を締結していない大学法学部の法曹コース学生についても受験資格を認める＜開放型の特別選抜方式＞も導入しており、令和4年度入試では合格者はいなかったものの、令和5年度入試では3名の合格者を出している。

令和2年度からは、本法科大学院が法曹養成連携協定を締結した本学法学部と新潟大学法学部の法曹コースに在籍する学生について、特別聴講学生という形で履修を認める制度を設けている。もともと本法科大学院は、高度な専門職業人の養成という設置の趣旨から、学部学生及び他専攻の学生等が本法科大学院で開設されている授業科目を履修することを認めていなかったのであるが、上記の5年一貫教育の実現という趣旨に照らし、新たに制度を設けたものである（ただし、現在までのところ利用の実例はない）。

【別添資料7：東北大学法科大学院令和4年度特別聴講学生募集要項】

（出典：専門職大学院係資料）

### 3. キャリア教育・インターンシップ

キャリア教育・インターンシップについては、専門職大学院の設置趣旨に即して、充実した授業科目を開講している。具体的には、リーガル・クリニック（模擬法律相談）、ローヤリング（模擬法律相談・交渉演習）、エクスターンシップ（法律事務所研修）、模擬裁判、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習、法曹倫理の各授業科目を設けており、履修状況は次の表のとおりである（【資料3-2-2】）。このうち、エクスターンシップは、学外の法律事務所を受け入れ先として、学生が実務研修を行うものであり、それ以外の科目は、学内で弁護士・検察官・裁判官としての経験を有する教員が実務に携わる者に要求される基本的な知識や技能に関する教育を行うものであるが、いずれの科目も、経験豊富な専任及び兼任の実務家教員が担当しており、最高水準のキャリア教育と呼ぶにふさわしい内容となっている。なお、令和2年度に引き続き、令和3～4年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をとりつつ、いずれの科目も予定通り実施した（令和3年度のエクスターンシップは、首都圏における感染状況の悪化を受け、首都圏の事務所で行われる予定の分を仙台の事務所に振り替える等の対応を行った）。

【資料3-2-2：キャリア教育・インターンシップの実施状況】

科目名	単位数	担当者	受講者数（R4）
民事・行政裁判演習	3	佐藤（久）教授 田村客員教授	40
刑事裁判演習	3	昆野教授 三貫納講師 伊藤（佑）講師 北島（み）講師	40
リーガル・クリニック	2	官澤客員教授	11
ローヤリング	2	曾我教授	35（Aクラス16） （Bクラス19）
エクスターンシップ	2	官澤客員教授	37
模擬裁判	2	昆野教授 稗田講師 相澤講師	4
法曹倫理	2	官澤客員教授 佐藤教授 昆野教授	20

（出典：専門職大学院係調べ）

なお、課外のキャリア支援の取り組みとして、平成19年度より、法科大学院運営委員会の下に就職担当（平成22年度より進路委員会と改称）を設け、平成19年9月以降、多くの就職説明会や関連講演会を開催してきた。また、仙台弁護士会等の協力の下に修了生及び在校生に対する就職支援も行っている（【資料3-2-3】）。

【資料3-2-3：キャリア支援のための説明会・講演会開催状況】

○令和3年度の実施状況

東北大学法科大学院（綜合法制専攻）Ⅱ 分析項目Ⅲ

5月28日 (金)	14:00-16:30	TMI 総合法律事務所 事務所説明会	同事務所の弁護士の方々（根本浩、野呂悠登、池田絹助、旭野真由〔敬称略。以下同じ。〕）
5月31日 (月)	14:00-15:00	東京電力ホールディングス 法科大学院生対象オンライン会社説明会	同社担当者の方々（田島岳之ほか〔敬称略。以下同じ。〕）
6月7日 (月)	記録なし	そらうみ法律事務所説明会	同事務所の弁護士の方々
6月18日 (金)	13:00-17:00	司法研修所検察教官ガイダンス	本学教員（昆野明子）、司法研修所検察教官
6月23日 (水)	18:30-20:00	就職活動相談会	OB 弁護士の方々（須藤惇、小山悠、丸崎潤也）
7月8日 (木)	18:00-19:30	法テラス&ひまわり基金 東北大学法科大学院業務説明会	法テラスの弁護士の方々（鳴本翼、東田正平、大沼宗範、鈴木彩葉）
9月22日 (水)	15:00-18:00	就職支援説明会・個別相談会	本学教員（森田果ほか）、OB 弁護士の方々（吉村津久紫ほか多数）
10月13日 (水)	13:30-17:30	司法研修所検察教官ガイダンス	本学教員（昆野明子）、司法研修所検察教官
10月27日 (水)	17:00-19:00	合格者と語る会	本学教員、本法科大学院を修了した合格者4名
11月4日 (木)	18:00-19:30	裁判官による進路講演会	本学教員（佐藤久貴）
11月25日 (木)	18:00-19:30	検察官による進路講演会	本学教員（昆野明子）
2月17日 (木)	19:00-20:30	渥美坂井法律事務所 事務所説明会	同事務所の弁護士の方々（大石潤、齊藤 千尋、小林篤典）

○令和4年度の実施状況

5月25日 (水)	16:15-18:15	TMI 総合法律事務所 事務所説明会	同事務所の弁護士の方々（小坂準記、池田絹助ほか）
5月27日 (金)	14:00-15:00	東京電力ホールディングス 法科大学院生向け会社説明会	同社担当者の方々（田島岳之ほか）
5月31日 (火)	14:00-15:00	東京電力ホールディングス 法科大学院生向け会社説明会	同社担当者の方々（田島岳之ほか）
5月31日 (火)	15:00-16:30	弁護士法人よつば総合法律事務所 事務所説明会	同事務所の弁護士の方々（大澤一郎、加藤貴紀）
6月1日 (水)	16:30-17:30	豊田通商株式会社 採用説明会	同社担当者の方々（菊地佑介、松本直子ほか）

6月3日 (金)	14:00-15:00	東京電力ホールディングス 法科大学院生向け会社説明会	同社担当者の方々（田島岳之ほか）
6月9日 (木)	14:00-15:00	東京電力ホールディングス 法科大学院生向け会社説明会	同社担当者の方々（田島岳之ほか）
6月9日 (木)	16:00-17:30	弁護士法人よつば総合法律事務所 事務所説明会	同事務所の弁護士の方々（大澤一 郎、加藤貴紀）
6月15日 (水)	17:00-18:00	就職活動相談会	OB 弁護士の方々（須藤惇、丸崎潤 也、山下響子）
6月17日 (金)	13:00-16:00	司法研修所検察教官ガイダンス	本学教員（昆野明子）、司法研修所検 察教官
9月12日 (月)	15:00-18:00	司法試験合格者向け就職支援説明 会	本学教員（井上和治ほか）、OB 弁護 士の方々（都築直哉ほか多数）
9月27日 (火)	18:00-19:30	同窓会就職支援説明会	OB 弁護士の方々（都築直哉ほか多 数）
9月29日 (木)	13:30-17:30	司法研修所検察教官ガイダンス	本学教員（昆野明子）、司法研修所検 察教官
10月5日 (水)	16:00-17:30	稲葉総合法律事務所 事務所説明会	同事務所の弁護士の方々
10月24日 (月)	18:00-19:30	司法試験合格者と語る会	本学教員（井上和治）、本法科大学院 を修了した合格者4名
11月11日 (金)	18:00-19:30	裁判官による進路講演会	本学教員（佐藤久貴）
11月14日 (月)	18:00-19:30	渥美坂井法律事務所・外国法共同 事業 事務所説明会	同事務所の弁護士の方々（大上良 介、松浦雅幸、鈴木陽一、佐藤慎 也）
11月24日 (木)	18:00-19:30	検察官による進路講演会	本学教員（昆野明子）

（出典：専門職大学院係調べ）

#### 4. 教育情報の発信

本法科大学院に対する社会の要請を把握し、それに対応すべく、学外有識者による外部評価を受けているほか（観点6-2参照）、本法科大学院の教育を志願者のみならず広く社会に広報する機会として、オープンキャンパスを行い、模擬授業や個別相談などを通じて、参加者に本法科大学院の魅力を伝えるとともに、アンケートを実施して、その結果を改善のための資料としている。さらに、法科大学院教育の意義等に対する社会一般の理解を得るために、平成26年度、平成27年度には、法科大学院協会主催の「法科大学院がわかる会」を、平成28年度から令和4年度まで毎年、同協会主催の「ロースクールへ行こう!!」を、東北会場の開催校として、本法科大学院のオープン・キャンパスの趣旨を兼ねる企画として実施した。なお、新型コロナウイルス感染拡大問題を受けた令和3年度は、オンライン（リアルタイム型）で実施したが、令和4年度は3年ぶりに対面型で実施し、オンラインで同時配信した。

#### (2)分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

法律基本科目に関しては、第1年次においては第1年次基本科目で学部レベルの基本的知識を伝授し、第2年次においては基幹科目で法的紛争の総合的な解決に必要な理論的かつ実践的な姿勢を涵養した上で、第3年次において、応用基幹科目で知識の定着と理解のさらなる深化を図る教育を行う、という段階的な授業科目編成を行っている。また、各科目群にわたり研究者教員と実務家教員が協働して科目を担当するなど、理論と実務の架橋を図り、「優れた法曹」を養成する体制を整備している。

第 2・第 3 年次に、法律基本科目と実務基礎科目を配していることは、“優れた法曹”の養成及び理論と実務の架橋という観点に照らして、的確な教育課程の編成であり、さらに、展開・先端科目を多数配置していることは、社会の高度化に対応した教育課程だといえる（観点 3-1）。

本法科大学院は、従来から、他学部出身者、社会人経験者に対して門戸を開き、実際にも積極的に受け入れてきたが、平成 28 年度入試から令和 3 年度入試まで、社会人・他学部卒業生特別選抜入試を実施し、多様な人材の受け入れをさらに促進してきたとともに、合格者に対する入学前指導を実施し、入学後の学修を円滑に進めることが出来るよう配慮している。また、平成 29 年度から第 1 年次科目を 7 科目から 6 科目に変更して未修者の学修負担を軽減するとともに、長期履修制度を導入して未修者による基本 6 法についての確実な基礎の修得を可能としている。学部教育と法科大学院教育の架橋に関しては、平成 30 年度入試から令和 3 年度入試まで、学部 3 年次生特別選抜を設け、優秀な法学部生が早期に法曹となることを可能にした。また令和元年度に東北大学法学部及び新潟大学法学部と法曹養成連携協定を締結し、令和 2 年度から前記 2 学部において法曹コースの運用が開始している上、本法科大学院では令和 3 年度からそれに応じた特別選抜方式の入学試験を実施すべく準備を行った。学部キャリア教育・インターンシップについては、エクスターンシップ（法律事務所研修）をはじめとする、充実した授業科目を設けている。さらに、裁判官・検察官はもちろん、様々な規模・地域の法律事務所に所属する弁護士や、自治体・民間企業の法務担当者等を招聘して連続講演会を開催し、法科大学院での学修をどのように法律実務に活かすことができるかについて具体的な情報提供をすることにより、学生の学修意欲を高めている（観点 3-2）。

以上のことを総合すると、「2 ないし 3 年間の教育課程において『優れた法曹』を養成することを可能にする適切なカリキュラムの編成」という教育内容に関する目的に照らして、本法科大学院の教育内容は極めて優れたものといえ、関係者から期待される水準を大きく上回るものと判断される。

## 分析項目Ⅳ 教育方法

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点 4-1 授業形態の組合せと学修指導法の工夫

(観点に係る状況)

##### 1. 少人数教育を重視した授業形態・学修指導法

観点 1-1 で述べたとおり、本法科大学院は、少人数・対話型双方向教育を基本とするため、必修科目について、少人数クラス授業制を実施している。平成 26 年度における学生定員の削減に伴い、第 1 年次に配当される必修科目は 1 クラス 20 名程度（令和 2 年度入学者からは 15 名程度）を、第 2 年次以降に配当される必修科目については、実務基礎科目の必修科目は原則として 2 クラス、第 2 年次の基幹科目は 1 クラスとし、下記の表のとりのクラス編成を行っている（【資料 4-1-1】）。

基礎法・隣接科目や展開・先端科目についても、履修人数は概ね 40 名を超えていない。

本法科大学院では、基礎理論を具体的事案に応用する能力を養うことを目的とする応用基幹科目や、応用的、実践的な法適用を学修する演習等が開講されている。これらの科目の履修者数は 10 名程度が標準とされ、より主体的に法的議論を行えるよう工夫されている。

【資料 4-1-1：クラス編成】

(令和 4 年 5 月 1 日現在)

クラス名	L1	L2-1	L2-2
人数 (令和 2 年度)	19	26	27
人数 (令和 3 年度)	16	32	32
人数 (令和 4 年度)	22	33	33

(出典：専門職大学院係調べ)

教育方法については、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられている。法律基本科目をはじめ多くの科目においては、少人数による双方向・多方向の質疑形式を活用しているほか、実務基礎科目である法曹倫理やリーガル・リサーチにおいては、TKC 教育研究支援システムを通じて、研究者教員と実務家教員が協力して作成した独自の教材を提供するなど、適切な教材を用いることによって、専門的な法知識、思考能力、法曹としての必要な種々の能力の育成を図っている。

なお、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る全国的、全学的方針により、前期開講科目は全面的に、夏季集中講義開講科目についても概ね、オンライン方式で行われた。後期開講科目については、東北大学新型コロナウイルス行動指針（BCP）レベル 1 の間は対面式を中心に実施し、令和 4 年度においても継続中である。

##### 2. 教育補助者の活用

本法科大学院生に対する授業外での学修支援として、研究大学院を修了した助教による学修指導を実施している（【資料 4-1-2】）。なお、後記の観点 4-2 の「1」に記載するとおり、本法科大学院を修了した弁護士によるオフィス・アワーによる課外学修支援も実施している。

【資料 4-1-2：助教の配置（令和 4 年 10 月 1 日現在）】

氏名	専門分野	採用年月日
鈴木 美南	法理学	平成 30 年 4 月 1 日
Roth Antoine Armin	国際関係	令和 2 年 5 月 15 日
清水 麻友美	行政学	令和 2 年 10 月 1 日

今井 康介	刑法	令和3年4月1日
山田 祥子	政治哲学、政治理論	令和4年4月1日
湯本 あゆみ	民法	令和4年4月1日

（出典：総務企画係まとめ）

### 3. 授業形態・学修指導法に応じた教室等の活用

平成22年7月27日にエクステンション教育研究棟が完成し、従来、片平キャンパス内に分散していた各施設・設備が一箇所に集約され、より充実した学修環境が整備された。

本法科大学院は、【別添資料8】にある大講義室、中講義室、演習室を、授業規模・授業形態・学修指導態様に応じて活用している。具体的には、必修科目のクラス授業では中講義室を、選択科目の講義及び演習では人数に応じた講義室等を用いているほか、模擬裁判では模擬法廷室を活用している。なお、必修科目においては、学生の席を固定することにより、教員と学生間の双方向・多方向の質疑形式の授業の充実を図っている。また、リーガル・リサーチではノート・パソコンとネットワークを介した効果的な授業を実施している。

令和2年度前期開講科目の全て、集中講義開講科目の大部分、後期開講科目の一部はオンライン式により行われたため、学生に安定した通信環境を提供するため、教室開放や通信機器貸出を行うなどしていたが、令和4年度前期開講科目から原則として対面式を中心に授業を実施している。また、体調不良等による欠席に対応するため、欠席者には必ず講義資料と音声ファイルを提供することとしているほか、TAや助教の協力を得ながら、第2年次必修の基幹科目を中心に、対面式にオンライン式を組み合わせたハイブリッド式授業も提供している。

#### 【別添資料8：施設配置図】

（出典：専門職大学院係資料）

### 4. 開設授業科目別の授業担当者と履修者数

開設授業科目別の授業担当者と履修者数は上記【別添資料3】のとおりである。法律基本科目に属する必修科目の第1年次基本科目、第2年次基本科目及び第2年次の基幹科目については、全て専任教員が担当してきた。なお、令和3年度後期・令和4年度の基幹民事訴訟法は、担当教員の逝去に伴い、学外の教員が担当しているが、令和5年度以降は専任教員が担当する予定である。

### 5. 法科大学院修了後の継続的な学修支援

平成25年度より、「法務学修生」の制度を設け、本法科大学院修了生に、自習室（個席）をはじめとする施設利用を認めることとして、司法試験合格に向けた良質な学修環境を提供するとともに、オフィス・アワーの利用を可能とすることにより、修了後の学修支援も積極的に行っている。

## 観点4-2 主体的な学修を促す取組

（観点に係る状況）

### 1. 学生の主体的な学修を促す取組

本法科大学院では、学生の主体的な学修を促し、教員と学生とのコミュニケーションを図るため、オフィス・アワー制度を設けている（【別添資料9-1】参照）。

平成24年度末には、修了生弁護士によるオフィス・アワー制度を新設し、より学生に近い立場にある先輩としての修了生である弁護士が、学生の相談に応じ、学修及び進路選択に関する指導を行うことを可能にした（【別添資料9-2】）。令和4年7月以降、合計7名の修了生をオフィス・アワー担当者として配置している。

【別添資料 9-1、9-2：オフィス・アワー制度利用状況（令和 2 年度～令和 3 年度）】

（出典：専門職大学院係資料）

未修入学者の標準年限修了率・司法試験合格率の低下を受けて、特に平成 28 年度入学の第 1 年次生の成績が振るわなかった（同年度入学者 12 名のうち進級できた者は 2 名にとどまった）ことから、平成 29 年度より未修 1 年次を対象に、4 月期に、若手修了生弁護士 の指導の下、4～5 名の少人数グループごとに法科大学院の授業の予習・復習のやり方を素材にした勉強会を開催し、法律学の勉強法や学生同士の勉強会の開催方法を実践的に習得することを図った。この結果、平成 28 年に低下した進級率は回復した。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン授業となったことで学生同士での勉強に関する情報交換の機会の減少が予想されたことから、第 2 年次生（既修者コースの新入生と未修者コースの進級学生）にも同様の若手修了生弁護士の指導による少人数でのグループごとの勉強会を実践した。その結果、オンライン状況でも学生同士の勉強会は例年通りないしそれ以上に開催された。

令和 3 年度からは、「スタートアップ・ワークショップ」（第 1 年次生向け）、「夏の論述練習会」（主に第 2 年次生向け）という 2 つの取組みを、それまでの取組みをその名称を新たに継続実施した（【別添資料 10-1】、【別添資料 10-2】参照）。前者は入学直後の時期に開催し、授業の予習方法のほか、法科大学院における学修や勉強会の方法について指導・相談対応を行うもので、平成 29 年度からの上記の取組みを継続実施するものである。また後者は司法試験問題の過去問を素材として論述能力を涵養することを目的とするもので、従前から東北大学法学部同窓会法科大学院部会の主催で実施されていたものが、令和 2 年度にはコロナ禍で中止となったために実質的に同じ取組みを法科大学院主催で実施したという経過ののち、令和 3 年度からは法科大学院と東北大学法学部同窓会法科大学院部会の共催の形で実施するものである。

令和 4 年度はさらに、第 2 年次生が履修する基幹科目の授業（前期開講の「基幹憲法」及び「基幹民法」、後期開講の「基幹行政法」）において修了生弁護士を補助教員として活用する取組みを開始した。具体的には、両科目で出された課題について学生に答案を提出させたうえで、それを弁護士である補助教員に採点してもらい、学生に返却する。学生が返却された答案を見直すことで自身の学修状況、授業への理解度を振り返る契機としてもらうことを狙いとしているほか、いずれの科目においても成績不良であった学生については特別に修了生オフィス・アワーの機会を設けることで学修の立て直しを図る機会を提供することを目的とする取組みであり、今後も継続的に実施していくことを予定している。

【別添資料 10-1】：「スタートアップ・ワークショップのおしらせ」（令和 3 年度～令和 4 年度）

【別添資料 10-2】：「夏の論述練習会（萩法研究会）のご案内」（令和 3 年度～令和 4 年度）

（出典：専門職大学院係資料）

自習室は、年末年始の期間を除き年間を通じて 24 時間利用可能とし、また、全学生に個別の指定席を割り当てている。自習室ではインターネット環境を整え、無線 LAN によるインターネット・アクセスを確保するとともに、次の表のとおり、データ・ベースと教育・教務機能を兼ね備えた“法律学教育研究支援システム（TKC）”を導入している（【資料 4-2-1】）。全ての学生に TKC 教育研究支援システムの個人 ID が割り当てられているため、学生は、同システム上に掲載される授業の予習・復習のための課題や教材、定期試験の過去の問題、判例等のデータ・ベースに 24 時間アクセスすることができる。これは、効率的な双方向授業の準備、授業外での学生と教員との双方向コミュニケーション、効果的な予習・復習方法の確保といった観点において、学生指導・教育支援の質的向上を飛躍的に高めるものである。なお、同システムなどを介して提示される学修のための教材は、各授業の担当教員が、市販のロースクール教材や判例・文献等を参考にしながら、学生の十分な予習と授業後の復習のために作成したものである。

新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、令和 2 年度 4 月 16 日の緊急事態宣言の全国化を受けて本学の行動指針（BCP）レベルが 4 となっていた期間は自習室を閉鎖せざるをえなかったが、同年 5 月 14 日に宮城県の緊急事態宣言が解除され、本学行動指針レベルが 3 に下げられて以降、感染

防止対策を徹底する体制を整えた上で自習室等の利用を漸進的に再開し、同年6月23日には通常通りとした。以降、現在に至るまで、自習室の全面的な閉鎖は行っていない。

また、令和2年度に前期開講科目を全面的にオンライン方式で実施する過程で、Google Classroomを広く活用するようになり、現在では授業に関わる教育ツールとしてTKCと合わせて利用されている。

【資料4-2-1：TKC教育研究支援システム】

○TKC教育研究支援システム



(出典：法科大学院ウェブサイト)

2. 単位の実質化への配慮

①授業時間外の学修時間の確保

本法科大学院では、単位の实質化を図るために、まず、授業時間外の学修時間の確保に向けて、【資料4-2-2】の表のとおり、定期試験前に試験準備期間を設けており、また、連続講義（夏季集中講義）については、【資料4-2-3】の表のとおり、講義終了後1週間以上経た時点に試験日を設けている。

【資料4-2-2：授業日程】

令和4（2022）年度東北大学法科大学院授業日程

授業等の区分	授業等の日程
オリエンテーション	4月5日（火）
入学式・個別履修指導	4月6日（水）
前期授業	4月11日（月）～7月29日（金）
試験準備期間	8月1日（月）
前期試験期間	8月2日（火）～8月9日（火）
夏季休業	8月10日（水）～8月16日（火）
夏季授業	8月17日（水）～9月30日（金）

後期授業Ⅰ	10月3日（月）～12月26日（月）
冬季休業	12月27日（火）～1月3日（火）
後期授業Ⅱ	1月4日（水）～1月26日（木）
試験準備期間	1月27日（金）・1月30日（月）
後期試験期間	1月31日（火）～2月7日（火）
学位記授与式	3月24日（金）

（出典：令和4年度（2022年度）学生便覧）

【資料4-2-3：集中講義の日程】

集中講義の日程（R4）

授業科目	担当教員	日 程	備 考	試験方法	試験日時
模擬裁判	昆野教授 稗田講師 相澤講師	8/17（水） 9/1（木）～9/4（日）		—	—
環境法Ⅱ	大塚講師	8/17（水） 8/22（月）、8/23（火）、 8/29（月）		レポート	提出期限 9/9（金）
実務租税法	瀧本講師	9/12（月）～9/16（金）		筆記試験	9/29（木） 8:50～10:20
医事法	米村講師	8/18（木）～8/19（金） 8/25（木）～8/27（土）		筆記試験	9/20（火） 10:40～12:10
倒産法	杉本講師	8/29（月）～9/2（金）		筆記試験	9/21（水） 15:20～16:50
エクスターンシップ	官澤客員教授	8/24（水）4講時	事前指導	—	—
		9/5（月）～9/9（金）	各法律事務所		
		9/12（月）～9/16（金）			
		9/29（木）3～5講時	事後指導		

（出典：専門職大学院係資料）

②組織的な履修指導

本法科大学院では、学生が入学時から教育課程の履修に専念できるよう、教員（前年度及び当該年度の教務委員会委員）が、オリエンテーションの際に、総合履修指導を実施している。

なお、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参集式のオリエンテーションは行わず、資料配付のみとした。（個別履修指導はオンラインで実施）（【別添資料 11】参照）

**【別添資料 11：オリエンテーションについて（令和 3 年度～令和 4 年度）】**

（出典：専門職大学院係資料）

**③ 科目登録単位数の上限制限**

本法科大学院では、履修科目登録単位数について、第 1 年次生は必修 28 単位のほか法律基礎演習 1 単位、リーガル・リサーチ 2 単位の計 32 単位を、第 2 年次生は必修 30 単位のほか 6 単位までの計 36 単位を、第 3 年次生は計 44 単位を、それぞれ上限として設定している（【資料 3-1-2】参照。ただし、第 2 年次生における履修科目として登録できる単位数の上限に、エクスターンシップは含まない）。この点、令和 5 年度から司法試験の在学中受験が認められるのに対応して、令和 4 年度から、第 2 年次の履修単位の上限を、学部において連携法曹基礎課程を修了した者については 44 単位に改正した（東北大学法科大学院規程 6 条）。

**3. 厳格かつ公正な成績評価**

本法科大学院では、次のような成績評価の基準を設け、合格者の成績については相対評価、不合格の判定（D）は絶対評価（習熟度評価）を行うことを原則とした上で、当該基準を学生及び全教員に公表し周知している（【資料 4-2-4】）ほか、定期試験、中間試験・小テスト、平常点など、成績評価の要素とその考慮割合については、授業科目ごとにシラバスに明記することとしている。

なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る全国的、全学的方針により、前期開講科目、集中講義科目については、多くの科目でシラバスに記載していた参集式筆記試験を実施することができず、4 月に学生に周知していた、シラバス記載の成績評価が行えない場合の代替的成績評価方法（多くの科目でレポート方式）により成績評価を行った。令和 3 年度以降は、シラバス記載のとおり成績評価を実施し、新型コロナウイルスの感染により参集式筆記試験を受験できなかった学生に対しては、追試験を実施している。

**【資料 4-2-4：成績評価】**

**【成績について】**

- ① 成績は、定期試験（原則として筆記試験の方法によるが、授業科目の性質に照らし、レポート方式によることもある。）及び平常点（小テストや課題の成績、授業における発言内容、授業への取り組みの状況を含む。）を総合評価して、これを行う。
- ② 筆記試験については、たとえば、以下のような能力等を総合的に評価する。
  - ・ 事案分析解決能力
  - ・ 基礎的・専門的法知識の確実な理解、体系的な法的思考能力
  - ・ 法的な議論を説得的に表現する能力
  - ・ 創造的・批判的思考能力

成績は、以下の基準による。

成績	基準	人数比の目安
90 点以上	きわめて優秀	若干名
80 点以上 90 点未満	優秀	20%を上限とする
70 点以上 80 点未満	良好	40%を標準とする (±20%)
65 点以上 70 点未満	能力や知識が一応の水準に達している	40%を標準とする

60 点以上 65 点未満	最低限の水準には達しているが、一応の水準に達するためにはなお努力を要する	(±20%)
60 点未満	最低限の水準に達していない	

ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等により、上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目については、この限りでない。

(出典：東北大学法科大学院総合履修案内 令和4年度（2022年度）学生便覧)

さらに、定期試験が適切に実施され、その成績評価が恣意的なものとならないよう、各担当教員に対して、定期試験の実施後、試験問題の趣旨及び一般的な採点基準に関する解説・講評を行うように求めている。

定期試験の結果、成績評価が「不合格」となる学生に対しては、各科目の担当教員の裁量により再試験を実施することが認められてきた。再試験制度は、成績評価の根拠資料を補充し、より適正かつ厳格な成績評価を可能とするためのものであるが、平成30年度の認証評価において、その実施の判断を教員の裁量に委ねるのではなく、法科大学院としての統一的な方針を明らかにするよう改善を図るべきとの指摘を受けた。これを受けて、令和2年度以降は、未修者コース第1年次の前期の講義科目については一律に実施するが、その他の科目では実施しないとの方針に変更し、成績評価手続の透明性を高めた。

また、本法科大学院では、成績評価が「不合格」であった学生に対して、不合格との評価を受けた授業科目について「不服申立て」を行うことができる（再試験が行われた科目を除く）こととしているほか（制度の内容については【別添資料12】参照）、所定の書面により、教務委員会委員長に対して、成績評価について、担当教員による説明を求めることができることとしている（東北大学法科大学院総合履修案内（令和4年度入学者用）「6 成績」参照）。

**【別添資料12：「成績評価不服申立て制度」について】**

(出典：専門職大学院係資料)

## (2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由)

必修科目をはじめとする多数の授業科目を、少人数で実施することにより、教員と学生の質疑応答からなる双方向型授業（いわゆるソクラテス・メソッド）を可能にしているだけでなく、TKC教育研究支援システムを活用するなどして、授業外でも双方向型の学修支援を行っている。

また、必修科目は、固定クラス、固定席による少人数教育を実現しており、高度な専門職業人である法曹の養成に相応しい密度の高い教育を実施している（観点4-1）。なお、修了生に対する学修支援策として、「法務学修生」制度を設け、修了後の学修環境を確保している。

授業外の学生の主体的学修を促進するために、オフィス・アワー制度、TKC教育研究支援システムを利用した質問の受付といった複数のチャンネルを用意している。オフィス・アワー制度については、修了生オフィス・アワー制度を設け、より一層の充実を図った。またTKC教育研究支援システムを利用した予習・復習の指示、過去の定期試験問題の提供、法令や判例に関するデータ・ベースの提供、電子教材の提供など、学生が自習のために補助手段を容易に活用できるように配慮している（観点4-2）。

以上のことを総合すると、「2ないし3年間の教育課程において『優れた法曹』を養成することを可能にする少人数・対話型双方向授業の積極的導入」という教育方法に関する目的に照らして、本法科大学院の教育方法は極めて優れたものであり、関係者から期待される水準を大きく上回るものと判断される。



分析項目 V 学業の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 5-1 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点に係る状況)

1. 単位修得状況

本法科大学院では、年次ごとに身につけるべき学力、資質・能力の程度を明示し、要求される水準に到達した者だけを進級させる制度（進級制）を採用している。第 1 年次から第 2 年次に進級するためには、平成 29 年度入学者からは、第 1 年次基本科目 28 単位を修得しなければならず、仮に、前記単位を修得した場合でも、第 1 年次基本科目の成績の単位加重平均値が 65 点未満の場合には進級できないこととなっている。また、令和元年度入学者からは、進級認定を受ける年度に共通到達度確認試験管理委員会（以下「管理委」という。）が実施する共通到達度確認試験を受験した上で、その試験科目各々の成績が、当該科目に関して管理委が公表した第 1 年次受験生全体の成績結果において、得点下位 2 割 5 分に相当する素点（以下「基準素点」という。）未満の者も進級することができないこととなっている（但し、基準素点未満の得点であった試験科目に相当する第 1 年次基本科目の成績が 65 点以上である場合には進級することができる。この場合、翌年度の 5 月末までに必ず、当該第 1 年次基本科目の担当教員に対して、そのオフィス・アワーを利用して学修相談を行うこととした。）。

また、第 2 年次から第 3 年次に進級するためには、第 2 年次基本科目 2 単位及び基幹科目、実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目の中から 22 単位以上を修得しなければならず、仮に、前記単位を修得した場合でも、基幹科目の成績の GPA が 1.3 以上であることとなっている（東北大学法科大学院規程第 13 条、第 14 条、東北大学法科大学院履修内規第 5 条 1 項）。これは、基幹科目を 1 つでも修得できない場合には第 2 年次に原級留置となる令和 3 年度までの制度は、他の法科大学院と比べて非常に厳しいものであったことに鑑み、令和 4 年度から、改正したものである。なおここで科目数でなく単位数を要件としたのは、基幹科目の単位数が科目ごとに 2・4・6 単位と異なっている点を考慮したためである。

平成 29 年度～令和 3 年度の単位修得状況は次のとおりである（【資料 5-1-1】）。

【資料 5-1-1：単位修得状況】

年度	学年	修得単位数（上段）							平均修得単位数
		人数（下段）							
平成 29 年度	L1	34~	32~	30~	28~	26~	24~	22~	23.4(単位)
	計 20 人	0 人	3 人	3 人	2 人	0 人	1 人	11 人	
	L2	36~	34~	32~	30~	28~	26~	24~	29.3(単位)
	計 40 人	0 人	22 人	0 人	1 人	2 人	1 人	0 人	
	L3	44~	42~	40~	38~	36~	34~	32~	

	計 19 人	0 人	1 人	0 人	0 人	2 人	5 人	11 人	27.6(単位)
平成 30 年 度	L1	34~	32~	30~	28~	26~	24~	22~	18(単位)
	計 10 人	0 人	2 人	1 人	0 人	0 人	0 人	7 人	
	L2	36~	34~	32~	30~	28~	26~	24~	29.3(単位)
	計 40 人	21 人	1 人	0 人	2 人	2 人	0 人	14 人	
	L3	44~	42~	40~	38~	36~	34~	32~	31.4(単位)
	計 25 人	0 人	0 人	0 人	1 人	2 人	11 人	11 人	
令和元 年度	L1	34~	32~	30~	28~	26~	24~	22~	22.2(単位)
	計 16 人	0 人	5 人	2 人	0 人	1 人	1 人	7 人	
	L2	36~	34~	32~	30~	28~	26~	24~	29.5(単位)
	計 40 人	23 人	1 人	1 人	0 人	2 人	2 人	11 人	
	L3	44~	42~	40~	38~	36~	34~	32~	33.5(単位)
	計 22 人	0 人	0 人	1 人	4 人	5 人	6 人	6 人	
令和 2 年 度	L1	34~	32~	30~	28~	26~	24~	22~	18.2(単位)
	計 19 人	0 人	4 人	2 人	1 人	0 人	2 人	10 人	
	L2	36~	34~	32~	30~	28~	26~	24~	29.1(単位)
	計 53 人	30 人	1 人	2 人	1 人	3 人	3 人	13 人	
	L3	44~	42~	40~	38~	36~	34~	32~	

	計 27 人	0 人	0 人	3 人	4 人	8 人	6 人	6 人	33.6(単位)
令和 3 年 度	L1	34~	32~	30~	28~	26~	24~	22~	16.2(単位)
	計 16 人	0 人	5 人	2 人	0 人	0 人	0 人	9 人	
	L2	36~	34~	32~	30~	28~	26~	24~	24.6(単位)
	計 64 人	20 人	10 人	3 人	2 人	1 人	0 人	28 人	
	L3	44~	42~	40~	38~	36~	34~	32~	31.8(単位)
	計 36 人	0 人	0 人	1 人	2 人	7 人	10 人	16 人	

(出典：専門職大学院係調べ)

## 2. 進級状況、修了・学位取得状況

令和元年度～令和3年度の進級状況・修了・学位取得状況は【資料5-1-2】のとおりである。なお、第3年次修了は、法科大学院修了・法務博士学位の取得を意味する。

### 【資料5-1-2：進級状況、修了・学位取得状況】

年度	学年	在籍者数	進級者・修了者数	原級留置者数	進級率・修了率
令和 元年度	L1	15	7	8	46.7%
	L2	40	27	13	67.5%
	L3	22	22 (法務博士学位取得)	0	100%
令和 2年度	L1	19	10	9	52.6%
	L2	53	36	17	67.9%
	L3	27	27 (法務博士学位取得)	0	100%
令和	L1	14	7	7	50.0%

3年度	L2	62	39	23	62.9%
	L3	36	33（法務博士学位取得）	3	91.7%

（出典：専門職大学院係資料）

本法科大学院では進級制を採用しており、令和元年度から令和3年度にかけては、第1年次から第2年次の進級率は5割前後、第2年次から第3年次への進級率は6割以上7割弱、修了者は9割から10割となっている。

他方、法曹に必要な能力と資質を備えさせるために厳正かつ公正な成績評価を実施していることは観点4-2の「3」のとおりであるところ、各年次で所定の進級要件を満たすことができなかつた学生は、原級留置（留年）となる。平成22年度未修入学者より原級留置者については、以下のように対応している。

第1年次の原級留置者については、成績が65点未満であった第1年次基本科目の授業科目を全て再履修しなければならない、かつ、成績評価が65点以上であった第1年次基本科目の授業科目を再履修することができる（東北大学法科大学院規程第13条2項、第14条の2、東北大学法科大学院履修内規第3条2項3項）。また、第2年次に進級できなかつた翌年度における第1年次基本科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかつた授業科目は前年度の成績を基礎に算定される（東北大学法科大学院履修内規第3条4項、4条）。

第2年次の原級留置者については、成績が65点未満であった第2年次基本科目及び基幹科目の授業科目を全て再履修しなければならない、また、成績評価が65点以上であった第2年次基本科目及び基幹科目の授業科目を再履修することができることとし、かつ、第2年次・第3年次配当科目の履修を認めている（東北大学法科大学院規程第14条2項、第14条の2、東北大学法科大学院履修内規第5条3項4項）。また、第3年次に進級できなかつた翌年度における基幹科目の成績のGPAは、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかつた授業科目は前年度の成績を基礎に算定される（東北大学法科大学院履修内規第5条5項、6条）。

### 3. 資格取得状況

法科大学院が専門職大学院として法曹養成に特化した教育機関であることから、資格取得者数として、司法試験合格者数のみを掲げることとする。

本法科大学院の実績は【資料5-1-3】のとおりである。

#### 【資料5-1-3：資格取得状況（司法試験）】

修了年度	修了者数	司法試験 受験年度	司法試験 志願者数	司法試験 受験者数	短答式 合格者数	最終 合格者数
平成17年度	45	平成18年度	43	42	33	20
平成18年度	79	平成19年度	102	96	81	47
平成19年度	93	平成20年度	141	127	105	59
平成20年度	108	平成21年度	179	154	107	30
平成21年度	86	平成22年度	208	159	133	58
平成22年度	98	平成23年度	223	170	132	54
平成23年度	89	平成24年度	215	173	120	38
平成24年度	71	平成25年度	219	173	133	39

平成 25 年度	50	平成 26 年度	177	159	121	42
平成 26 年度	37	平成 27 年度	153	136	102	35
平成 27 年度	32	平成 28 年度	108	96	71	23
平成 28 年度	26	平成 29 年度	81	69	52	18
平成 29 年度	19	平成 30 年度	59	55	42	15
平成 30 年度	25	令和元年度	57	52	43	20
令和元年度	22	令和 2 年度	51	49	38	26
令和 2 年度	27	令和 3 年度	44	39	31	20
令和 3 年度	33	令和 4 年度	53	48	38	27

（出典：法務省ウェブサイト「司法試験」より作成）

## 観点 5-2 学業の成果に関する学生の評価

（観点に係る状況）

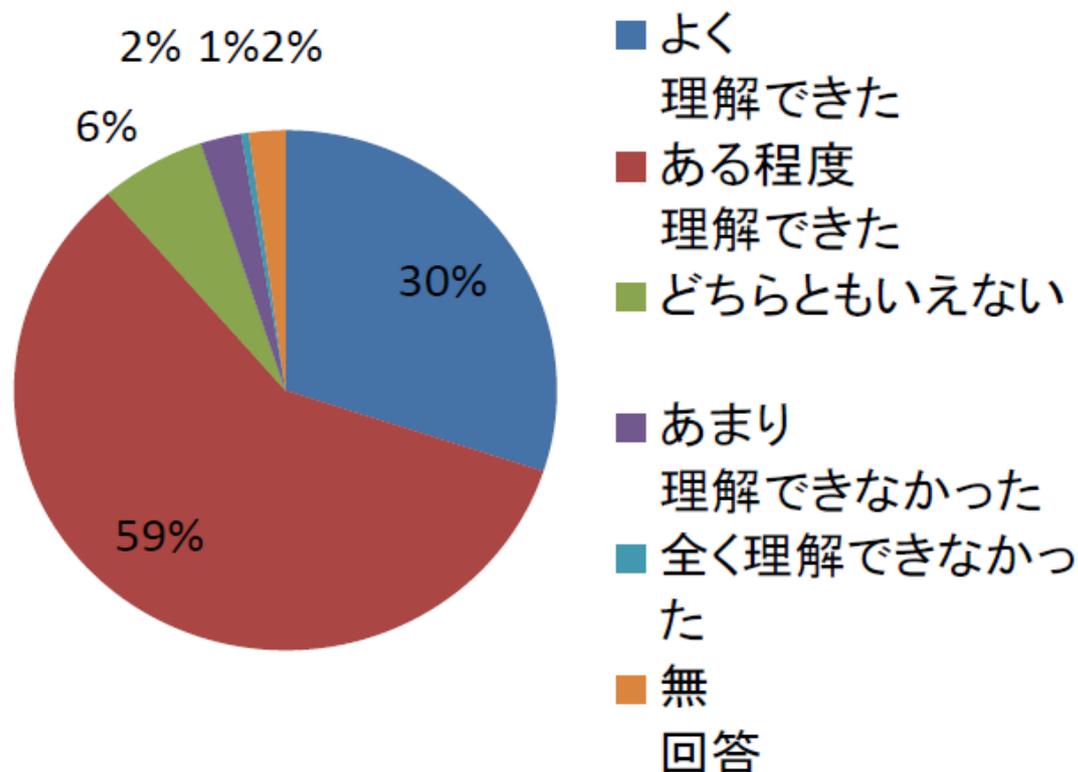
### 授業評価アンケートの結果

令和 2 年度・令和 3 年度・令和 4 年度それぞれの実施した授業評価アンケートの結果としては、次の表（【資料 5-2-1：授業評価アンケート集計結果】）に見られるように、アンケートの各項目に関して、肯定的な回答が多い。令和 2 年度（前後期）・令和 3 年度（前後期）・令和 4 年度（前期）の順に、学生の学業の到達度を示す項目として、「この授業の内容を理解できましたか」につき、「よく理解できた」が 30%・31%・25%、「ある程度理解できた」が 59%・55%・66%、と解答している。学生の満足度を示す項目として、「講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。」につき、「完全に達成できた」が 4%・8%・11%、「ある程度達成できた」が 76%・70%・69%、と回答している。このように、到達度、満足度とも、肯定的回答が約 8 割を占めている。

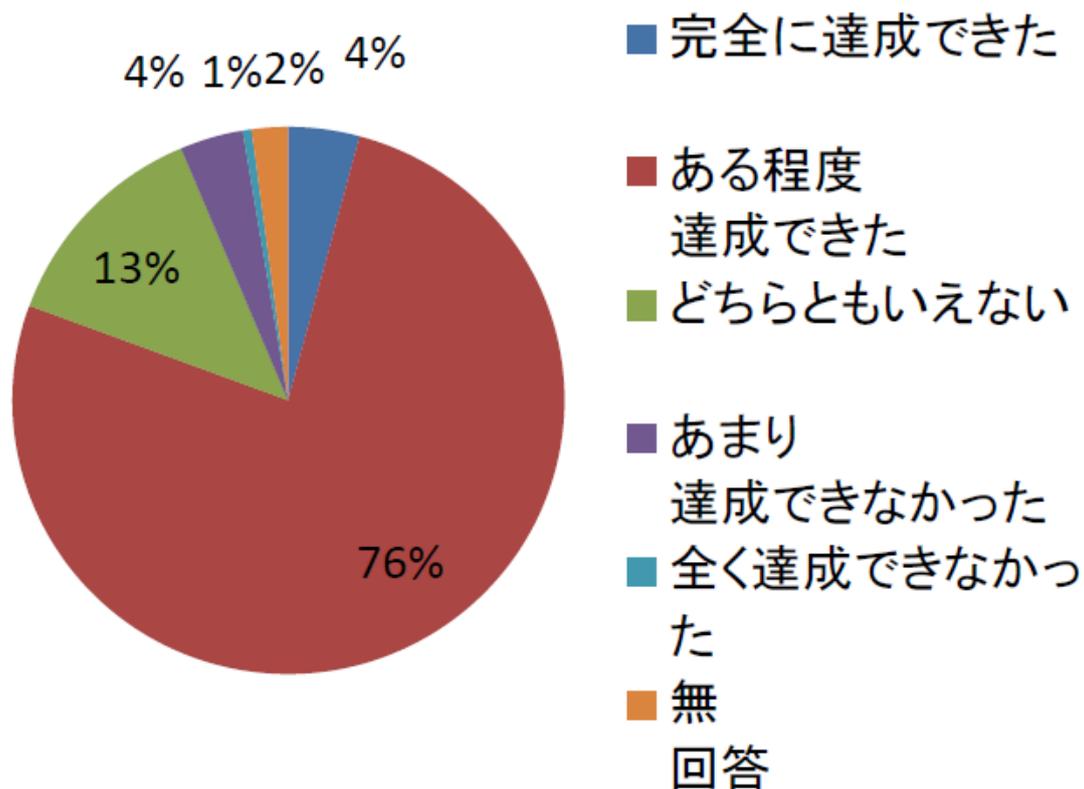
【資料 5-2-1：授業評価アンケート集計結果】

令和 2 年度（2020）年度 前後期 授業評価アンケート集計結果

この授業の内容を理解できましたか

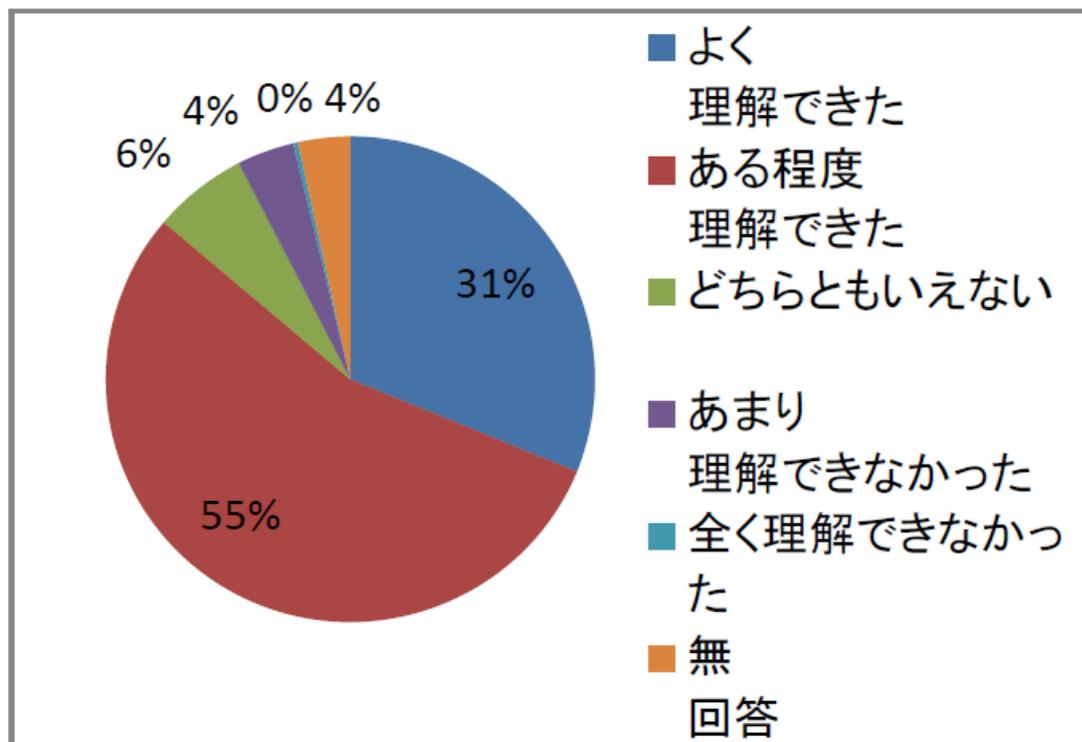


講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。

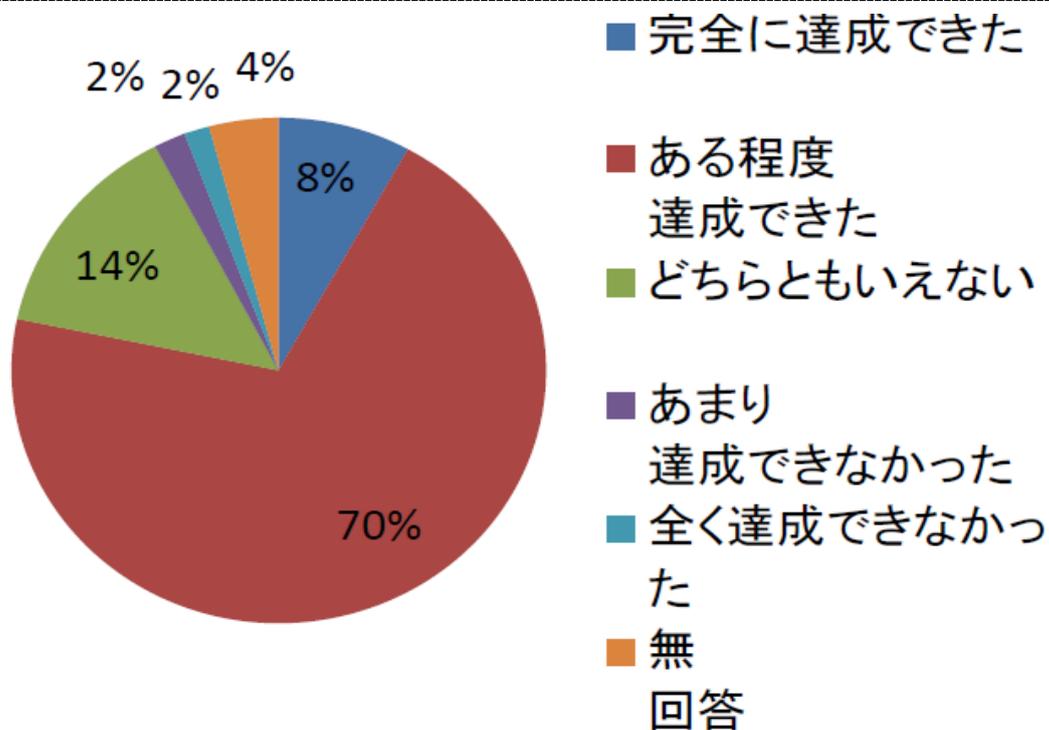


令和3年度（2021）年度 前後期 授業評価アンケート集計結果

この授業の内容を理解できましたか

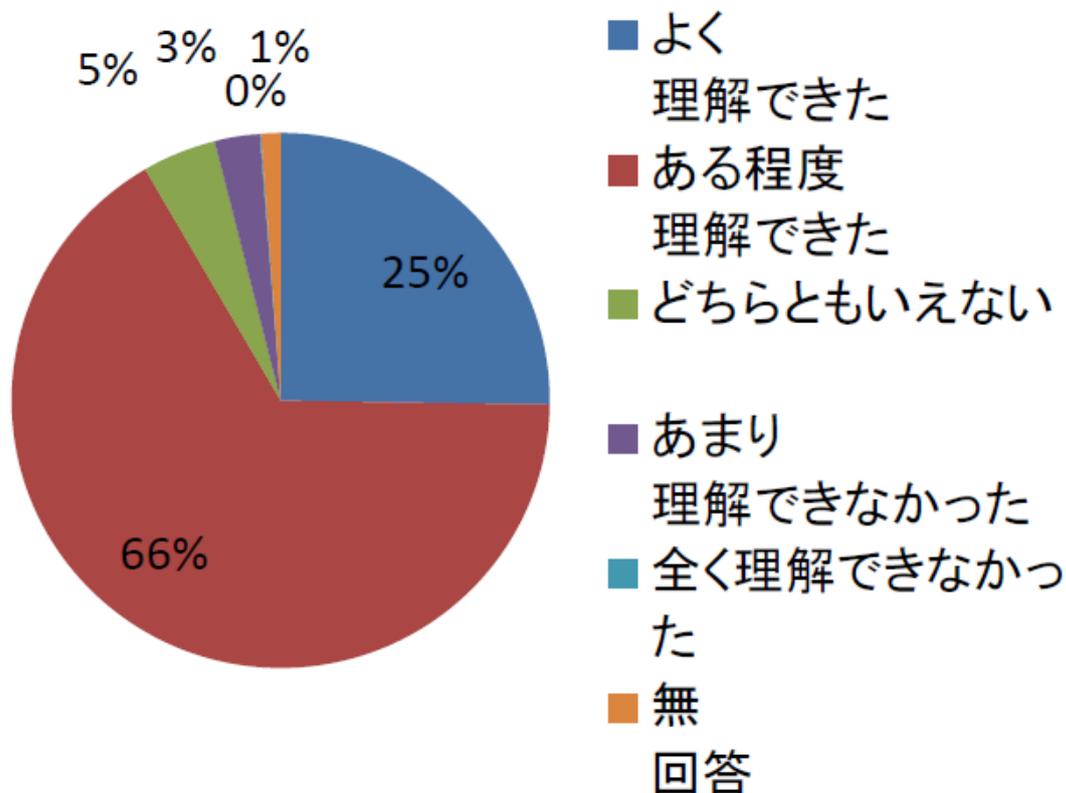


講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。

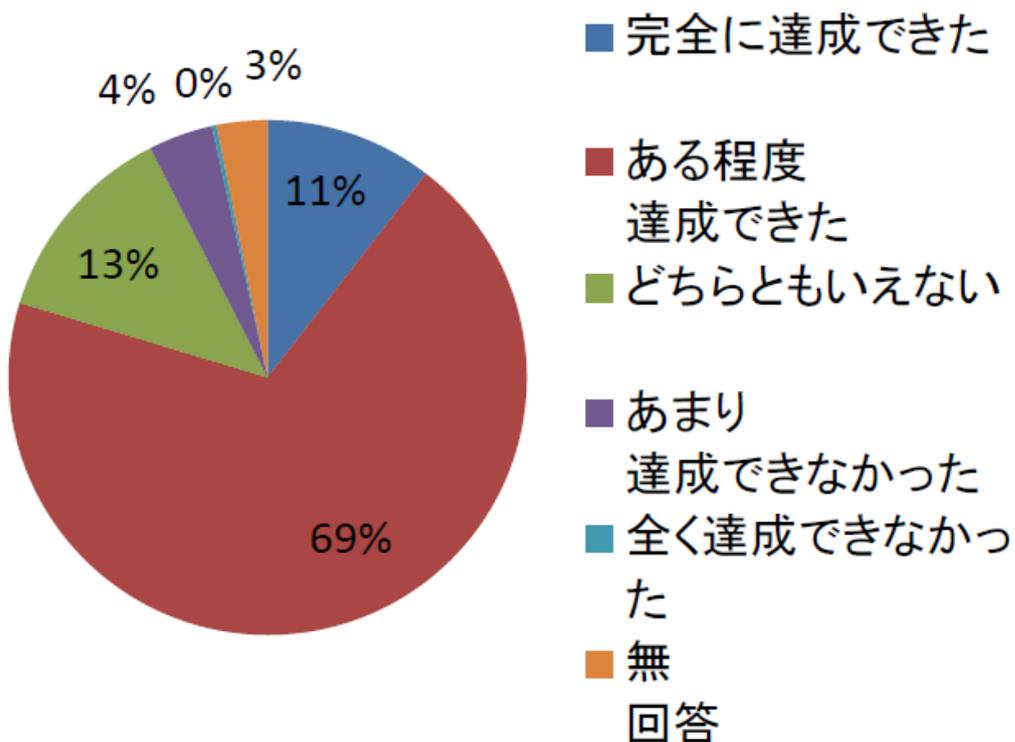


令和4（2022）年度 前期 授業評価アンケート集計結果

この授業の内容を理解できましたか



講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。



（出典：専門職大学院係資料）

## （2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

本法科大学院では、厳格な進級制を採用すると同時に、成績評価基準の客観化と公表、定期試験の講評の実施、成績評価不服申立て制度の整備を通じて、恣意的な成績評価による進級制の空洞化を阻止し、個々の科目の成績評価を実効的なものとすることにより、高度専門職業人たる法曹に必要とされる能力と資質の確保を図っている（観点5-1）。

また、学生の学業到達度・満足度も高い（観点5-2）。いずれも、『優れた法曹』の養成」という観点に照らした場合、在学中及び修了の時点において、教育の成果・効果が充分にあがっていることを示している。

以上のことを総合すると、『厳格で公正な成績評価』に基づく進級制の採用を通じた、関係者の期待に応える『優れた法曹』の輩出」という成果面での教育目的に照らして、本法科大学院における学業の成果は優れたものといえ、関係者から期待される水準を大きく上回っていると判断される。

## 分析項目Ⅵ 進路・就職の状況

## (1) 観点ごとの分析

## 観点 6-1 卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況)

## 進路状況

本法科大学院を修了した者のうち令和 2 年司法試験の合格者数は 26 名で全国 11 位、合格率は 53.06% で全国 5 位、令和 3 年司法試験の合格者は 20 名で全国 13 位、合格率は 51.28% で全国 5 位、令和 4 年司法試験の合格者は 27 名で全国 9 位、合格率は 56.25% で全国 5 位であった。

本法科大学院修了者の司法試験合格者数及び合格率を修了年度別に整理した表は、【別添資料 13】のとおりである

## 【別添資料 13：修了年度別（新）司法試験合格状況について】

司法修習終了後の進路については、平成 20 年度より追跡調査を開始し、平成 22 年 11 月に設立された法科大学院同窓会（東北大学法学部同窓会法科大学院部会）の協力を得て、本法科大学院修了生のうち、司法修習をすでに終えた新 74 期（平成 27 年度修了生までを含む）までの実務法曹 474 名の進路（判事補 23 名、検事 17 名、弁護士 434 名）を把握することができた。

現在、司法修習中の司法研修所新 75 期（平成 29 年度修了生までを含む）は 22 名であり、これらの者の進路の把握についても、法科大学院同窓会と連携することとしている。

また、法曹以外の道に進んだ者についても、上記同窓会等を通じて情報収集に努めており、令和 4 年 10 月時点における、開学以来の修了生の累積のデータとして、以下のものを把握している。

裁判所書記官（事務官）	40 名
財務省	2 名
厚生労働省	4 名
環境省	1 名
デジタル庁	1 名
宮城県職員	13 名
宮城県警察	1 名
岩手県職員	1 名
茨城県職員	1 名
栃木県職員	2 名
千葉県職員	3 名
東京都職員	2 名
静岡県職員	1 名
岡山県職員	1 名
広島県職員	1 名
横浜市職員	1 名
酒田市職員	1 名
ふじみ野市職員	1 名
民間企業	16 名

平成 24 年度より、修了生を対象とする各種行事や就職情報などの情報発信（ウェブサイトと電子メールによる。）を拡充させており、本法科大学院と修了生との関係維持に努めているところである。

## 観点 6-2 関係者からの評価

（観点に係る状況）

### 関係者からの評価

本法科大学院は、想定する関係者として、法曹三者を中心に考えており、平成 19 年度以降、大学教員、仙台地検検事正、仙台弁護士会元会長らを委員として、法学研究科独自の外部評価を実施してきた。その後、平成 31 年 4 月 1 日施行の改正学校教育法に基づいて設置された教育課程連携協議会において、自己点検・自己評価及び同協議会の外部委員による評価を行う体制となった。令和 2 年度には、【別添資料 14】のとおり実施した。その際には、修了生に対するさらなる支援措置の必要性、厳格な進級制により原級留置率が高いことは致し方ないとしても、その点を志願者に周知する必要性、シラバスの記載が不十分な科目の改善の必要性、基幹民法の単位数が少ない、等の指摘を受けた。他方で、オフィス・アワーの拡充による丁寧な教育が実現している、未修者への指導が手厚い、そうした取り組みにより東北地方唯一の法科大学院として十分な成果を挙げ、東北地方の法曹養成の拠点として機能している、等との評価を受けた（【別添資料 15】参照）。

なお、東北大学内で実施している部局評価においても、令和 3 年度、令和 4 年度ともに、定員充足率が改善していること、入試成績上位者への経済的支援により優秀な学生の獲得に成功していること、それにより司法試験合格率が向上し高水準を維持していること、等の評価を受けた。

【別添資料 14：令和 2 年度東北大学法科大学院教育課程連携協議会 実施概要】

【別添資料 15：東北大学法科大学院 [令和 2（2020）年度] 外部評価報告書】

（出典：法学研究科資料）

## (2)分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

首都圏の法科大学院に法曹志望者が集中する傾向が高まっている状況にはあるものの、入試成績上位者に対する経済的支援により優秀な学生の獲得に成功していることから、令和 2～4 年の司法試験の合格者数・合格率を見ると、着実に向上しており、ここ 2 年間は高い水準を維持しているといえる。

卒業（修了）生の進路については、法科大学院同窓会（東北大学法学部同窓会法科大学院部会）の協力を得ながら、司法試験に合格して法曹の道へと進んだ者だけでなく、法曹以外の道に進んだ者についても、その状況の把握に努めている。把握できている限りでは、後者の修了生も、その多くが、本法科大学院で培った法的素養を生かした進路に進んでいる。

また、関係者からの評価においても、近年では司法試験合格率が高い水準を維持し、多くの法曹を輩出することで、東北地方唯一の法科大学院として十分な成果を挙げていると評価されている。

以上のことを総合すると、『優れた法曹』を養成するという基本的な教育目的に照らして、本法科大学院の進路・就職の状況は極めて優れたものといえ、東北地方における法曹養成の拠点としての機能を果たしてきており、関係者から期待される水準を大きく上回っていると判断される。

### Ⅲ 改善への取組状況

#### 1. 外部評価報告書の指摘事項に対する対応

法科大学院における教育水準の維持・向上のための取り組みとして、上記の通り、平成 31 年度より教育課程連携協議会を設置し、自己点検・自己評価及び同協議会の外部委員による評価を行う体制を整備した。

令和 2 年度に実施した同協議会においては、自己点検とともに外部委員による評価を受け、外部評価報告書（【別添資料 15】参照）では、すべての評価項目について概ね肯定的な評価を受けた。他方で、指摘を受けた事項については、以下の改善を行った。

○シラバスの内容からは学ぶ内容が判然としない科目があるとの指摘（項目 19）

：シラバスの内容について、教務委員会にてチェックする体制を強化した。

○修了生に対しさらなる支援を行う必要があるとの指摘（項目 28）

：例年の通り、令和 3 年度・4 年度においても「夏の論述練習会（萩法研究会）」を修了生も対象に含めて実施したほか（【別添資料 10-2】）、令和 4 年度には、修了生を対象に、複数回受験を経て司法試験合格に至った本法科大学院修了生から体験談等をお話し頂く「2023 年受験応援講演会」を実施した（【別添資料 16】）。

○原級留置率が高いことについての指摘（項目 33）

：令和 4 年度から、成績評価の厳格性を保ちつつも第 2 年次から第 3 年次への進級要件を若干緩和する規程改正を行った（規程 13 条、履修内規 5 条）。

【別添資料 15：東北大学法科大学院 [令和 2（2020）年度] 外部評価報告書】（再掲）

【別添資料 10-2：「夏の論述練習会（萩法研究会）のご案内】（再掲）

【別添資料 16：「受験応援講演会案内】

（出典：法学研究科資料）

#### 2. 司法試験の結果

先にも見たように（観点 5-1）、本法科大学院修了者の令和 2 年司法試験の合格者数は 26 名で全国 11 位、合格率は 53.06% で全国 5 位、令和 3 年司法試験の合格者は 20 名で全国 13 位、合格率は 51.28% で全国 5 位、令和 4 年司法試験の合格者は 27 名で全国 9 位、合格率は 56.25% で全国 5 位であった。

#### 3. 教育の充実

修了者の質の確保・向上のために、平成 23 年度より、第 3 年次に法律基本科目である「応用基幹科目」を新設して段階的・反復的な教育課程を充実させ、平成 26 年度には、履修可能科目数を 2 科目から 3 科目に拡大した。

平成 24 年度末には、修了生弁護士によるオフィス・アワー制度を新設し、より学生に近い立場にある先輩としての修了生である弁護士による相談、学修指導、進路指導を可能とした。とりわけ、平成 29 年度には、第 1 年次生の進級率の低迷を受け、修了生オフィス・アワーを活用した第 1 年次生向けの教育支援を充実させ、平成 30 年度以降においても改善された方法により実施されている。また、平成 26 年度から、定期試験講評会の実施と司法試験問題解説会の実施を行うこととしたほか、特に法学未修者に対する効果的な教育を行うため、第 1 年次の学修支援科目として、新たに「法律基礎演習」を新設した。

加えて、平成 27 年度からは、入試合格者に対する説明会や授業参観制度を設けるなど、入学前指導の充実を図り、在学生に対しては、1 限と 2 限の休憩時間を 20 分に変更し、必修科目である基幹科目について授業終了後の質問時間を確保したほか、教員オフィス・アワー制度の柔軟な実施を可能とするなど、学修支援の強化を図った。

平成 29 年度以降、入学予定者に対する入学前指導について、その一部を、東北大学インターネットスクール（ISTU）を用いて配信するなど、受講や繰り返しの学修の便宜を図った。また、平成 29 年度からは、法学未修者のうち、職業を有している者、出産などを行う者、他学部出身者などが、修得の容易ではない第 1 年次基本科目を、1 年分の学費で、2 年間かけて計画的に学ぶことがで

きる長期履修制度を導入した。

令和 2 年度前期及び夏季集中講義開講科目については、オンライン授業が中心となったが、学生の通信環境を確保すべく支援を行い、学生が良質の学びを継続できるようにした。令和 2 年度後期開講科目からは、法科大学院本来の教育を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら対面式授業を中心に実施しており、欠席学生の学修のため、講義資料と授業の音声ファイルを提供するほか、一部でハイブリッド式の授業も提供するなどの工夫も継続している。

#### 4. 厳格な成績評価の徹底

令和 2 年度前期及び夏季集中講義開講科目については、レポート式試験による成績評価が中心となった。ただし、成績評価の方針は筆記試験の場合と同一とし、学生に対してフィードバックを図るなど教育効果を高めることも重視した。令和 2 年度後期開講科目については、BCP レベル 1 の間は、原則として参集式筆記試験を実施する方針を周知し、令和 4 年度までこれを維持している。

本法科大学院は、厳格な成績評価と連動して厳格な進級要件を制度化している。ただし、進級要件が厳格に過ぎると、優秀な法曹志望者が本法科大学院を敬遠する一要因となりかねないため、観点 5-1 のとおり、令和 4 年度からは第 2 年次から第 3 年次の進級要件を若干緩和した。

また、定期試験において「不合格」の成績評価を受けた学生に対しては、成績評価の根拠資料を補充する目的で再試験を実施する制度を設けている。この制度は、より適正かつ厳格な成績評価を可能とする目的を有するものであるが、その実施の判断を教員の裁量に委ねていたところ、平成 30 年度の認証評価において、法科大学院としての統一的な方針を明らかにするよう改善を図るべきとの指摘を受けた。これを受けて、令和 2 年度以降は、未修者コース第 1 年次の前期の講義科目については一律に実施するが、その他の科目では実施しないとの方針に変更し、成績評価手続の透明性を高めた。

#### 5. 入試制度の改善及び経済的支援の充実

平成 26 年度入試から、法学既修者としての選考を希望する者に対して、それが認められなかった場合に、法学未修者としての選考を希望するか否かを示すことができる制度（併願制）を導入し、法学の能力に関して不安がある者も、積極的に既修者として出願することを可能にすることとして、入学者数の確保に努めると同時に、入学者の質の確保を図ることとした。

また、平成 28 年度入試からは、優秀な法学部生の法科大学院への進学意欲を高めるために、今までよりも短期間に法曹になることを可能にする飛び入学制度を、また、法曹の多様化に対する社会的需要に応えるために、社会人・他学部出身者を対象とした社会人・他学部卒業生特別選抜制度を、それぞれ導入した。

さらに、平成 29 年度入試から、法科大学院進学希望者が早期に進路を確定することを可能とするため、8 月に一般選抜（前期）を新たに設け（従来的一般選抜は、一般選抜（後期）に名称変更）、また、平成 30 年度入試からは 2 月に追加募集を行うこととし、入試の複数回化を実現したほか、平成 29 年度入試から、社会人・他学部卒業生特別選抜を 9 月から 8 月に前倒しした。また、平成 30 年度入試からは、学部第 3 年次生特別選抜制度を導入することにより、優秀な法学部生が、早期卒業制度または飛び入学制度を利用して法科大学院に早期に進学し、従来よりも短期間で法曹となることを可能とし、入学者の質の確保と法曹志望者の時間的・経済的負担のさらなる軽減を図った。

令和元年の「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」の改正を受けて、令和 4 年度入試からは、社会人・他学部卒業生特別選抜、学部第 3 年次生特別選抜を廃止し、新たに法曹基礎課程特別選抜（5 年一貫型、開放型）を導入している。

併せて、法科大学院進学希望者への経済的支援を拡充し、同一年度に複数回、本法科大学院を受験する者に対し、2 回目以降の受験にかかる検定料を不徴収とする制度を導入したほか、総長裁量経費及び本研究科目的積立金を原資として、入試合格者上位 30 名程度に対して、入学金相当額（282,000 円）と初年度授業料相当額（804,000 円）の奨学金（計 1,086,000 円）を給付することとした。これにより、平成 29 年度入試においては、入学者数の改善が見られた。

#### 6. 広報活動の充実

新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあったが、オンライン方式を活用し、本法科大学院の広報活動を充実させるとともに、学部学生に法曹の魅力を伝える活動を継続的に実施している。

令和 3 年度においては、5 月 20 日に連携協定を締結している新潟大学の学生向けにオンライン

（リアルタイム）方式で本法科大学院入試説明会を実施した。また、東北大学の学生、東北地方の大学（岩手大学、東北学院大学、福島大学、山形大学）を中心とするその以外大学の学生それぞれに対して、オンデマンド方式で本法科大学院入試説明会を実施した。法科大学院協会主催の「ロースクールへ行こう！！」については、4月24日に東京会場にオンラインでブース参加し、6月26日には東北会場として実施した。

令和4年においては、5月19日に東北大学の学生向けに本法科大学院入試説明会を対面方式で実施した。また、5月23日に新潟大学の学生向けにオンライン（リアルタイム）方式で、東北地方の大学（岩手大学、東北学院大学、福島大学、山形大学）の学生向けにはオンライン方式（オンデマンド型）で本法科大学院説明会を実施した。また、法科大学院協会主催の「ロースクールへ行こう！！」については、4月24日に東京会場にオンラインでブース参加するとともに、6月19日には、東北会場を3年ぶりに対面方式（オンラインで同時配信）で実施した。

また、本年度も、引き続き、入試関係等に関する情報をメールマガジンによって配信した。